

第2回佐久市環境審議会次第

日 時：令和2年2月4日（火）

午前10時から

場 所：議会棟 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会 議 事 項

（1）佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直し（素案）について

（2）その他

4 閉 会

佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（案）

令和 2 年*月*日

佐 久 市

目次

第1章 基本方針	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 目標年度の設定	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 SDGsの観点	3
第2章 地域の概要	4
第1節 地域状況	4
1 位置・地勢	4
2 気象	5
3 人口と世帯数	6
4 産業	7
第2節 関連事業、計画との関係	8
1 第二次佐久市総合計画	8
2 第二次佐久市環境基本計画	10
3 佐久地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
第1節 ごみ処理の現況把握	13
1 ごみ処理体制等の状況	13
2 減量化・資源化の取組状況	18
3 収集・搬入の状況	19
4 処理施設の状況	23
第2節 第3期計画の評価と課題の抽出	28
1 第3期計画の評価	28
2 本市が抱える主な課題	36
第3節 ごみ処理行政の動向	38
第4節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	40
1 基本理念と目指す将来像	40
2 計画目標	41
3 関係者の取組	45
4 取組の方向性	47
5 その他検討すべき事項	56
6 計画の推進	58
7 計画の構成	59

【資料編】

1	推計式による人口及びごみ量予測	資料編 1
2	ごみ排出量・処理量の予測	資料編 6
3	条例関係	資料編 11
4	佐久市環境審議会委員名簿	資料編 36
5	策定経過	資料編 37
6	諮問	資料編 38
7	答申	資料編 39

第1章 基本方針

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成17年度から令和6年度までの20年間の計画期間とした、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）する3Rの取組により、一般廃棄物（ごみ）を適正かつ合理的に処理する「循環型社会」の実現を目指しています。

本計画は、社会動向や国等の法制度の動向を踏まえ、5年毎に計画の見直しを行うこととしており、第1期から第4期の計画で構成されています。

令和元年度は、第3期計画の最後の年度に当たり、第3期計画（平成27年度～令和元年度）の事後評価をした上で、新たな計画目標値の設定を行い、課題解決と目標実現のための施策を示し、第4期計画を策定します。

第2節 目標年度の設定

第4期計画は、本計画の最終目標年度である令和6年度を計画目標年度として設定します。また、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

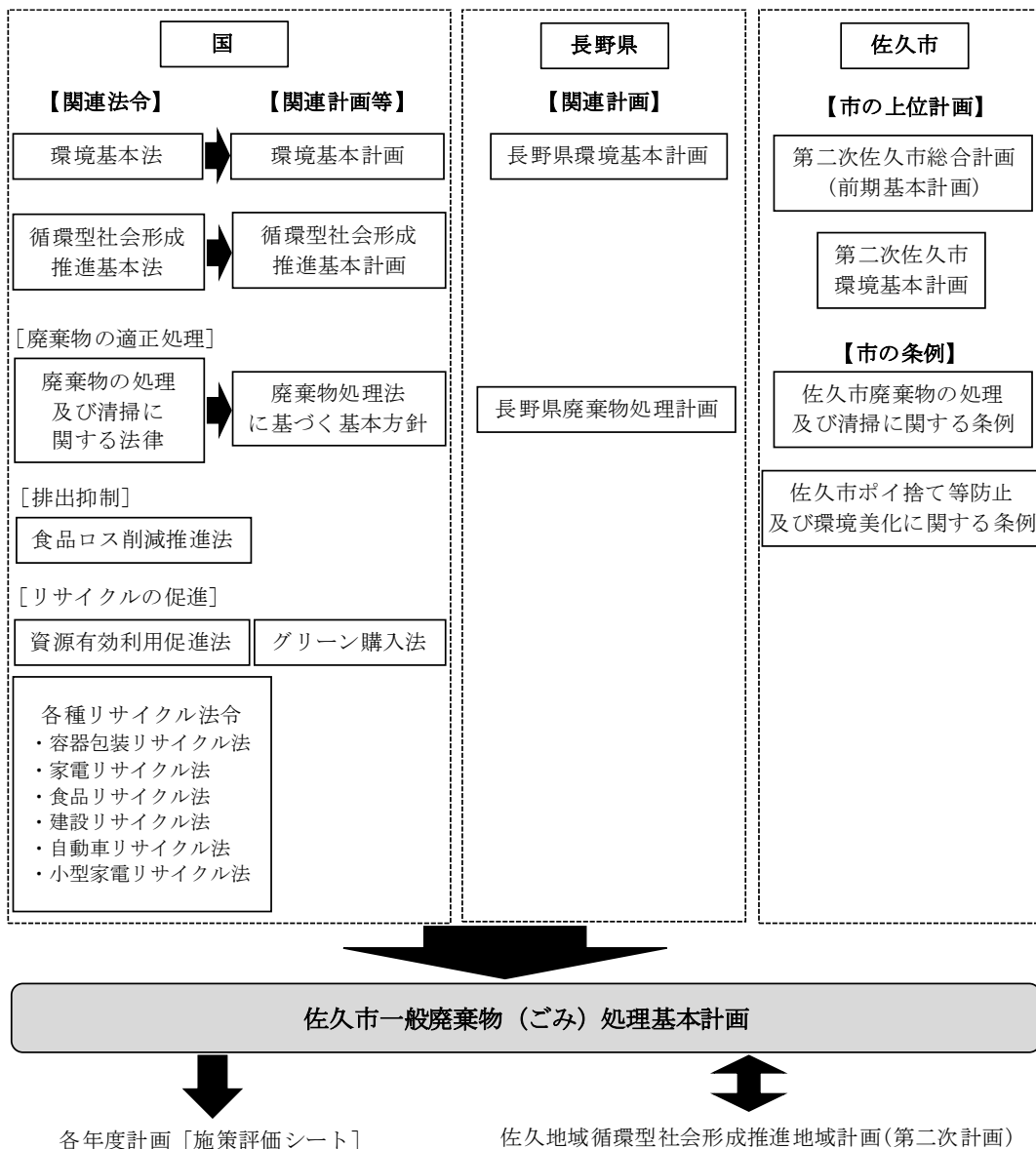
表1 計画スケジュール

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基本計画基準年度	ごみ処理基本計画策定				第1期目標年度		地域計画策定 佐久地域循環型社会形成推進			第2期目標年度			地域計画（第二次計画）策定 佐久地域循環型社会形成推進		第3期目標年度	長野県廃棄物処理計画目標年度				最終目標年度・次期計画策定
					↓事後評価・見直し					↓事後評価・見直し					↓事後評価・見直し					↓事後評価・見直し
第1期					第2期					第3期					第4期					

第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定されるものです。図1に示すとおり、本計画を本市における廃棄物行政の上位計画に位置付け、一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、本計画の策定に際しては、市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」や「第二次佐久市環境基本計画」のほか、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）」等の関連計画や方針との整合を図ります。



注) 災害時に発生する廃棄物を適切かつ迅速に処理することを目的として、佐久市災害廃棄物処理計画の策定の準備を進めています。

図1 本計画の位置付け

第4節 SDGsの観点

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。国際社会が取り組む17の目標が掲げられています。

我が国では高齢化や人口減少等、取り組むべき多くの課題を抱えています。これらを克服するため、国、行政をはじめ、様々な組織、団体においてSDGsの導入が進められており、本市としてもSDGsの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。



図2 SDGsの17の目標

第2章 地域の概要

第1節 地域状況

1 位置・地勢

本市は、本州のほぼ中央、長野県の東部にあり、県下4つの平の1つである佐久平の中央に位置しています。

北に浅間山（上信越高原国立公園）、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国立公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国立公園）に囲まれ、千曲川が市の中央部を南北に貫流する、自然環境に恵まれた高原都市です。

市域は、東西32.1km、南北23.1kmで、面積は423.51km²となっています。

合併前の市町村別に、佐久地区、臼田地区、浅科地区、望月地区の4地区があります。



図3 佐久市の位置

2 気象

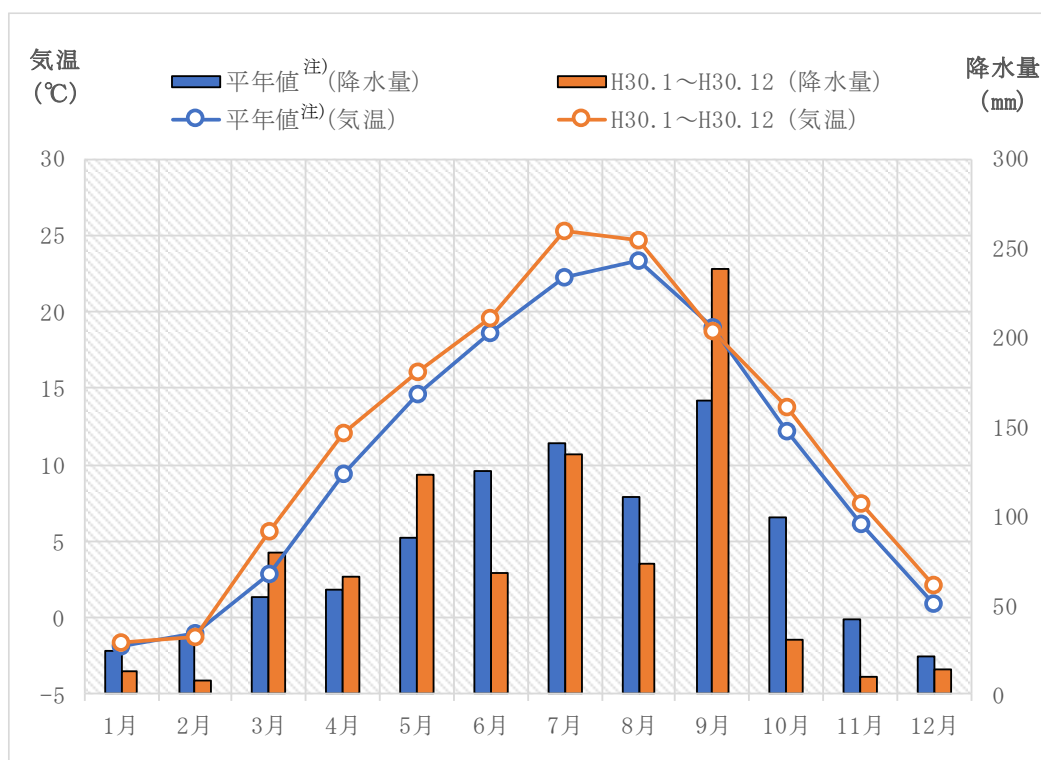
本市は、四方を山々に囲まれた盆地にあり、気温の較差が大きく、降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地です。また、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域です。

表 2 佐久市の気象（平成 30 年 1 月～12 月）

	平均気温(°C)		風向・風速(m/s)			降水量(mm)	
	平均値 ^{注)}	平年値 ^{注)}	平均風速	最多風向	最大風速	平年値 ^{注)}	
1月	-1.6	-1.8	1.5	西南西	7.6	13.0	24.1
2月	-1.2	-1.0	1.4	南西	6.4	7.5	31.6
3月	5.7	2.9	1.4	南西	7.5	79.5	54.4
4月	12.1	9.4	1.6	南南西	7.1	65.5	59.0
5月	16.1	14.6	1.3	西南西	6.5	123.5	87.8
6月	19.6	18.6	1.2	南	6.5	67.5	125.1
7月	25.3	22.3	1.1	東北東	5.8	134.5	140.4
8月	24.7	23.4	1.2	南	5.5	73.5	111.0
9月	18.8	19.0	1.0	南南西	5.2	238.5	165.0
10月	13.8	12.2	1.1	南	6.7	31.0	99.5
11月	7.5	6.2	0.8	北北西	3.9	9.5	41.9
12月	2.2	0.9	1.3	西南西	6.4	14.5	21.1
平均	11.9	10.6	1.2	西南西	6.3	—	—
合計	—	—	—	—	—	858	961

注) 平年値は昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年)の 30 年間の平均です。

出典：「気象庁ホームページ（気象統計情報）」



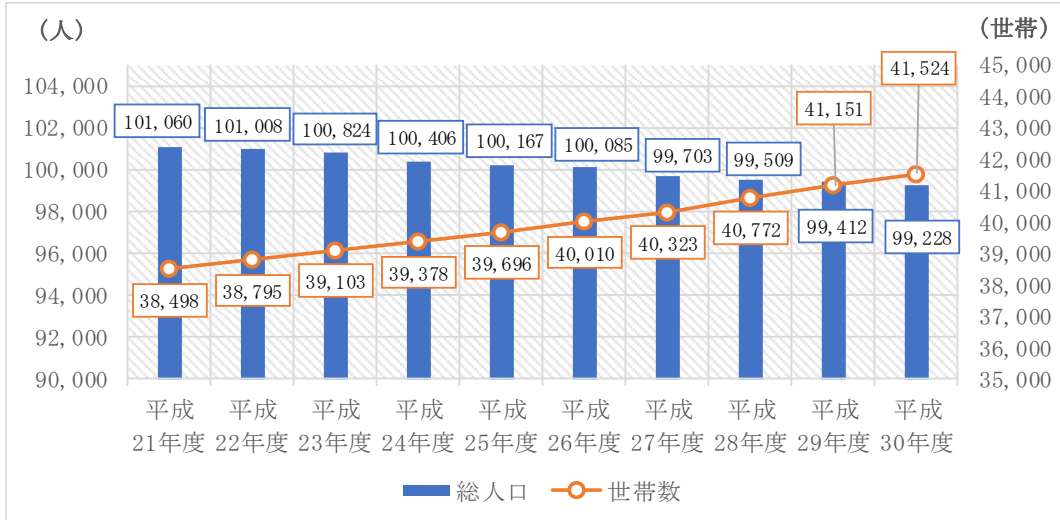
注) 平年値は昭和 56 年(1981 年)～平成 22 年(2010 年)の 30 年間の平均です。

出典：「気象庁ホームページ（気象統計情報）」

図 4 佐久市の気象（平成 30 年 1 月～12 月）

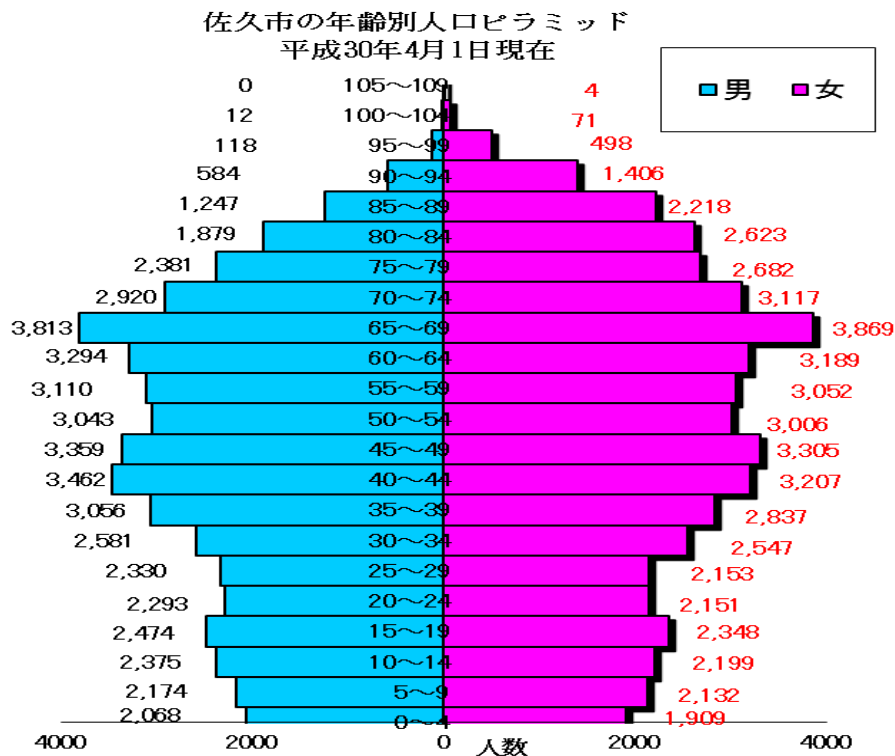
3 人口と世帯数

本市の総人口は、平成27年度に100,000人を割り込み、その後も減少を続け、平成30年10月1日現在の総人口は99,228人です。一方で、世帯数は増加傾向にあります。また男女とも65～69歳の人口が最も多く、高齢化の進行が見られます。



出典：「市民課資料」

図5 総人口と世帯数の推移（各年度10月1日現在）



出典：「市民課資料」

図6 5歳階級別・男女別人口

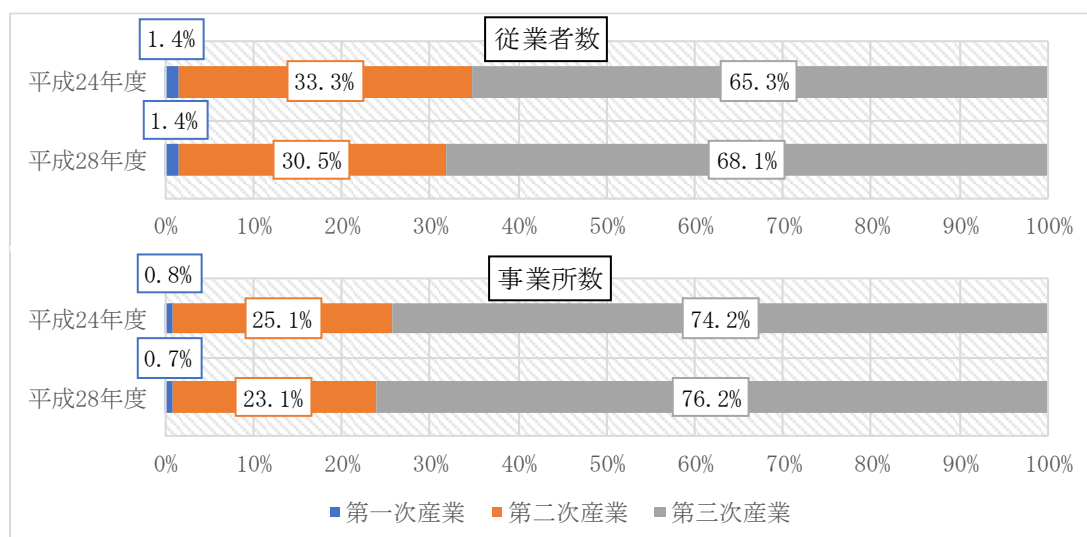
4 産業

全体として、従業者数は増加していますが、事業所数はわずかに減少しています。第三次産業の事業所数については、従業者数及び事業所数が増加しており、特に、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」の事業所が増えています。

表3 産業別従業者数及び事業所数

産業別大分類	平成24年度		平成28年度		対平成24年度比	
	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数
総数	39,864	4,750	40,327	4,730	1.2%	▲0.4%
第一次産業	569	36	564	35	▲0.9%	▲2.8%
農林漁業	569	36	564	35	▲0.9%	▲2.8%
第二次産業	13,257	1,190	12,294	1,091	▲7.3%	▲8.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	23	2	25	2	8.7%	0.0%
建設業	3,591	635	3,155	569	▲12.1%	▲10.4%
製造業	9,643	553	9,114	520	▲5.5%	▲6.0%
第三次産業	26,038	3,524	27,469	3,604	5.5%	2.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	144	5	150	7	4.2%	40.0%
情報通信業	262	36	225	28	▲14.1%	▲22.2%
運輸業、郵便業	1,154	59	1,108	61	▲4.0%	3.4%
卸売業、小売業	7,993	1,186	7,704	1,143	▲3.6%	▲3.6%
金融業、保険業	796	62	898	70	12.8%	12.9%
不動産業、物品賃貸業	650	181	798	184	22.8%	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	804	208	846	214	5.2%	2.9%
宿泊業、飲食サービス業	3,583	599	3,829	631	6.9%	5.3%
生活関連サービス業、娯楽業	1,861	444	1,828	439	▲1.8%	▲1.1%
教育、学習支援業	765	87	779	96	1.8%	10.3%
医療、福祉	5,578	283	6,783	382	21.6%	35.0%
複合サービス事業	552	51	744	43	34.8%	▲15.7%
サービス業 (他に分類されないもの)	1,896	323	1,777	306	▲6.3%	▲5.3%

出典：「長野県ホームページ（統計ステーションながの）」



注) 四捨五入のため、構成比の合計で100.0%とならないものがあります。

図7 産業別従業者数及び事業所数

第2節 関連事業、計画との関係

1 第二次佐久市総合計画

(1) 政策分野ごとの方向性

第二次佐久市総合計画では、将来都市像「快適健康都市 佐久～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～」の実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めています。



図8 第二次佐久市総合計画の施策大綱

(2) 本計画に関連する佐久市総合計画の取組等

第一次佐久市総合計画後期基本計画及び第二次佐久市総合計画前期基本計画の体系のうち、本計画に関連する取組等については、次のとおりです。

表4 本計画に関連する佐久市総合計画の取組等

第一次総合計画後期基本計画の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進しています。 ●ごみの減量と資源化に関するパンフレットの全戸配布や出前講座などにより、分別の徹底とリサイクルについての啓発を行っています。 ●うな沢第2最終処分場の適切な管理運営を行っています。 ●分別基準を見直し、今まで埋め立てごみとして処理していた容器包装プラスチックの資源化を進めています。 ●平成31年度の新クリーンセンターの稼働^{注1)}を目指し、佐久市・北佐久郡環境施設組合と地元区などとの間で地区協定が締結され、造成工事を開始するとともに、施設建設・運営事業者が決定しました。 ●スーパーマーケットなどの店頭で、マイバッグ持参を呼びかける啓発活動や持参率調査を実施しています。 ●佐久警察署などと連携し、市内の主要幹線道路において、ドライバーに対しポイ捨て禁止を呼びかける街頭啓発活動を実施しています。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量と資源循環型社会の形成に向け、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルについての啓発を強化する必要があります。 ●今後も安定的な埋立ごみの処理体制を確保するため、うな沢第2最終処分場の延命化を図るとともに、処理施設の適正な維持管理に努める必要があります。 ●平成31年度の新クリーンセンター稼働^{注1)}に向け、佐久市・北佐久郡環境施設組合や関係者との連携を深める必要があります。 ●マイバッグの持参率を向上させるため、店頭での呼びかけや広報活動の強化を図る必要があります。 ●ポイ捨てが多い場所を中心に、監視、予防に努めるとともに、街頭啓発活動を強化する必要があります。
第二次総合計画前期基本計画の主な取組	<p>1 廃棄物処理対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルについての啓発を強化します。 ●家庭から発生する生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機などの購入費用に対する補助制度の普及を図るとともに、佐久市堆肥製産センターにおける臼田地区の生ごみの堆肥化を推進します。 ●処分場の延命化を図るため、処理施設の適正な維持管理に努めます。 ●平成31年度の稼働^{注1)}を目指し、佐久市・北佐久郡環境施設組合や関係者との連携を深め、新クリーンセンターの整備を促進します。 ●レジ袋削減県民スクラム運動^{注2)}の普及やマイバッグ持参の啓発を強化し、ごみの減量化と二酸化炭素削減による環境保全に対する市民意識の高揚を図ります。 ●ポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。
施策目標	<p>市民アンケートによる満足度指数</p> <p>現状値 (H28) 3.18 → 目標値 (R3) 3.20</p>

注1) 新クリーンセンターは、造成工事及び建設工事の工期延長に伴い、令和2年12月からの本格稼働予定です。

注2) 生活に身近なレジ袋の削減をきっかけとして、環境にやさしい生活スタイルへの転換を呼びかける運動のことです。

2 第二次佐久市環境基本計画

第二次佐久市環境基本計画では、「安心・安全社会」、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「環境保全活動」の5分野を対象とし、市民・事業者・行政の協働により、PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら、計画を推進することとしています。

そして、循環型社会の実現に向け、ごみの減量化のための発生抑制・再使用の取組、ごみの資源化のため再生利用の取組といった3Rの取組を社会経済システムとして位置付け推進し、さらなる排出量の削減を図るとともに、排出されたごみの資源化にも努めるほか、ごみの収集運搬作業の効率を高める方法の検討など、一般廃棄物処理施設における安全で安定した適正処理を実施することとしています。

望ましい環境像	基本目標	個別目標
水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち	1 安心・安全社会の実現 [～良好で快適な生活環境を 未来に伝えるまち～]	水資源の保全 安心・安全な生活環境の保全 快適な街並みの形成
	2 自然共生社会の実現（生物多様性地域戦略） [～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～]	生物多様性の保全 みどり・水辺の保全
	3 低炭素社会の実現 （地球温暖化対策実行計画 区域施策編） [～省エネのライフスタイルを 未来に伝えるまち～]	省エネルギー化の推進 再生可能エネルギーの利用促進 まちの低炭素化の推進 気候変動適応策の推進
	4 循環型社会の実現 [～ごみを出さないライフスタイルを 未来に伝えるまち～]	3Rの推進 安定したごみ処理の推進
	5 環境保全活動の拡大 [～協働による環境活動の楽しさを 未来に伝えるまち～]	環境に配慮した行動の実践 環境教育・環境学習の推進 協働による環境活動の推進

図9 第二次環境基本計画の環境施策体系

表5 本計画に関連する第二次佐久市環境基本計画の目標等

個別目標	目標達成に向けた施策	
3 R の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ●分別排出、収集の徹底 ●資源化推進のための仕組みづくり 	<p>ごみの減量化や再資源化を推進するため、市広報紙や市ホームページなどで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入^{注1)}の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。</p>
		<p>3R推進月間などのごみ減量化イベントやリサイクルイベントを市民・事業者と協働して開催します。</p>
		<p>グリーンコンシューマー^{注2)}の育成のための啓発活動に取り組み、家庭におけるごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）を推進します。</p>
		<p>市民・事業者・行政の三者が一体となって、レジ袋の削減に向けた取組を推進します。</p>
		<p>家庭や飲食店などに対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスを削減します。</p>
		<p>市民が自らできるごみの減量のひとつとして、生ごみ処理容器が普及するよう支援します。</p>
		<p>生ごみの減量化に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけていきます。</p>
		<p>ごみの出し方（分別収集、収集日時、収集ステーションの管理）の周知・徹底を図るため、普及・啓発活動を行います。</p>
安定したごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な処理体制の整備、充実 	<p>ごみの収集運搬作業の効率を高めるため、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討します。</p>
		<p>排出された廃棄物を適正に処理するため、ごみ処理施設は適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めます。</p>

注1) 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。

注2) 環境ラベルの付いた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者のことです。

3 佐久地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）

循環型社会形成推進地域計画は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、3Rに関する明確な目標のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として策定されるものです。

本市では、平成29年12月に、周辺市町村等*と「佐久地域循環型社会形成推進地域計画（第二次計画）」を策定しました。

*：軽井沢町、立科町、御代田町、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村及び佐久市・北佐久郡環境施設組合

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況把握

1 ごみ処理体制等の状況

(1) 一般廃棄物（ごみ）排出量

本市の平成30年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、平成26年度と比較して4.5%減少し、24,074 t/年となっています。

1人1日排出量は664.7g/人・日であり、全国の平均値（平成29年度）と比べると約255g、長野県の平均値（平成29年度）と比べても約152g少なく、ごみの減量化が進んでいることがわかります。

リサイクル率については、平成30年度が17.8%と平成26年度の21.1%から3.3ポイント下回り、全国の平均値や長野県の平均値よりも低い結果となっています。

なお、平成28年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更（堆肥化における生ごみ投入量→堆肥生産量）があり、リサイクル率が大きく低下しています。

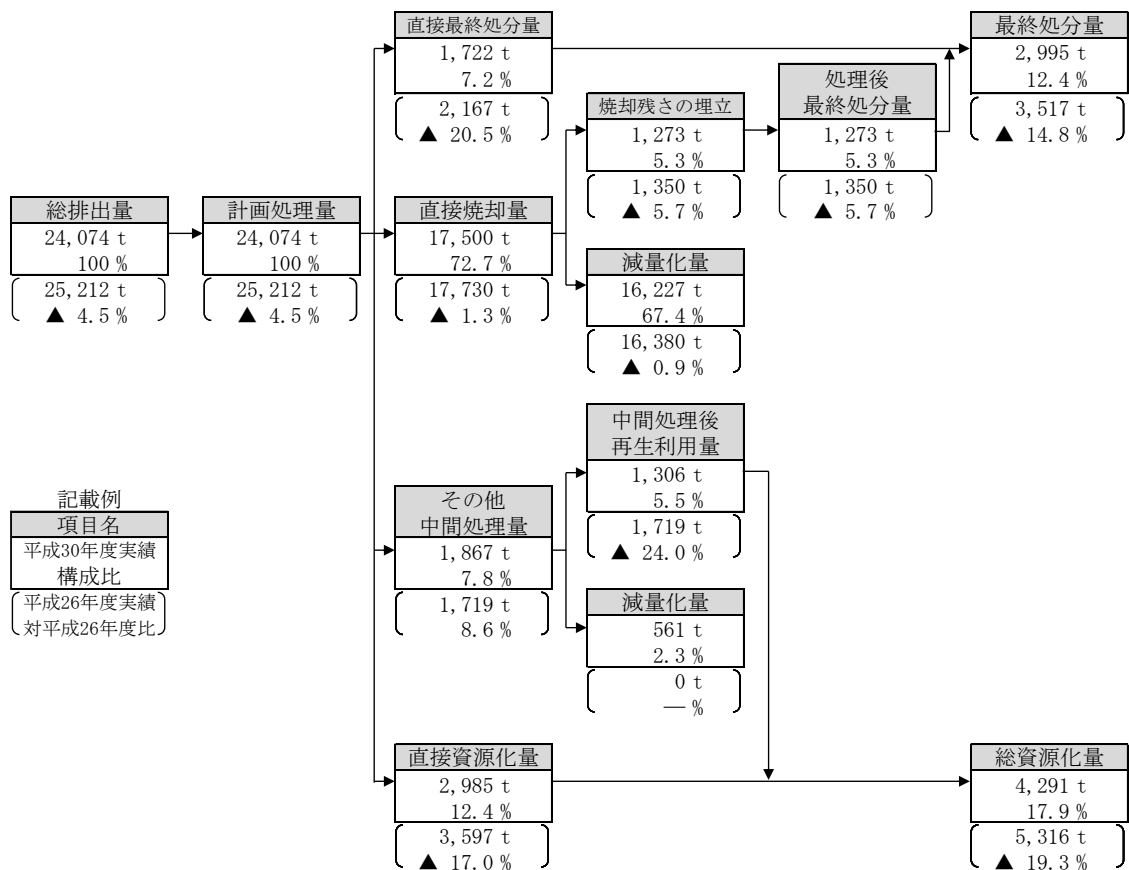
表6 ごみの排出及び処理状況

	平成26年度	平成30年度	対平成26年度比
計画収集人口	100,085 人	99,228 人	▲0.9%
総排出量	25,212 t/年	24,074 t/年	▲4.5%
焼却処理量	17,730 t/年	17,500 t/年	▲1.3%
中間処理後再生利用量	1,719 t/年	1,306 t/年	▲24.0%
プラ減容施設	978 t/年	1,027 t/年	5.0%
堆肥化施設	741 t/年	279 t/年	▲62.3%
直接資源化量	3,597 t/年	2,985 t/年	▲17.0%
総資源化量	5,316 t/年	4,291 t/年	▲19.3%
リサイクル率	21.1 %	17.8 %	—
最終処分量	3,517 t/年	2,995 t/年	▲14.8%
	13.9 %	12.4 %	—
1人1日排出量	690.2 g/人・日	664.7 g/人・日	▲3.7%
生活系	533.5 g/人・日	508.6 g/人・日	▲4.7%
事業系	156.7 g/人・日	156.1 g/人・日	▲0.4%

注) 最終処分量の欄の下段の数値は、総排出量に占める最終処分量の割合を示します。

表7 全国、長野県のごみの排出及び処理状況（平成29年度）

	全国平均	長野県平均
リサイクル率	20.2 %	21.2 %
1人1日排出量	920 g/人・日	817 g/人・日



- 注 1) 平成 28 年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更があり、平成 26 年度と平成 30 年度における中間処理後再生利用量及び減量化量(焼却処理除く。)の値にそれぞれ開きがあります。
- 注 2) 四捨五入のため、構成比の合計で 100.0%とまらないものがあります。

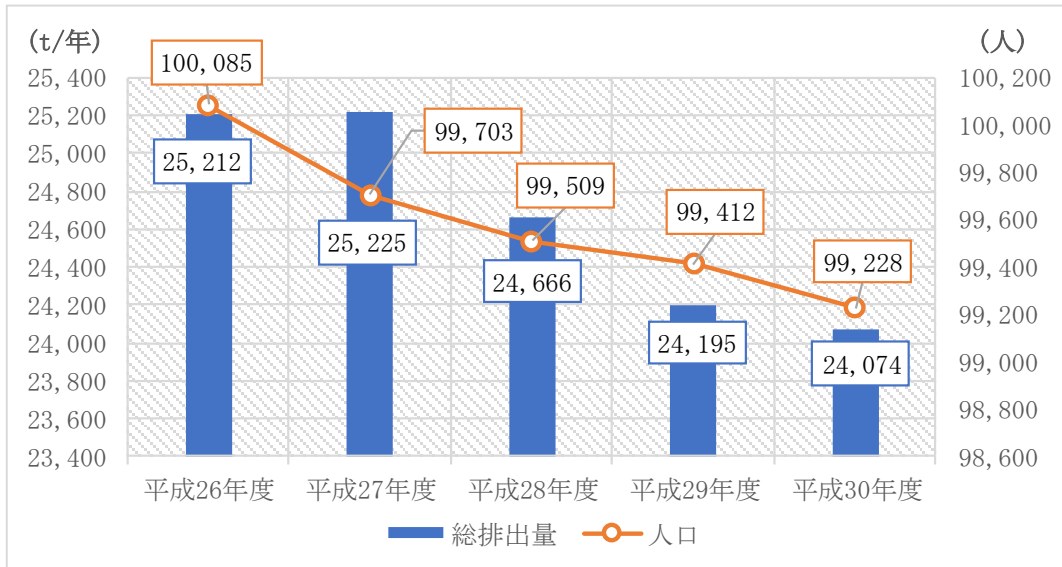
図 10 平成 30 年度におけるごみ処理フロー

(2) ごみ排出量及び1人1日排出量の推移

平成26年度から平成30年度までの過去5年間のごみの総排出量及び1人1日排出量の推移を以下に示します。

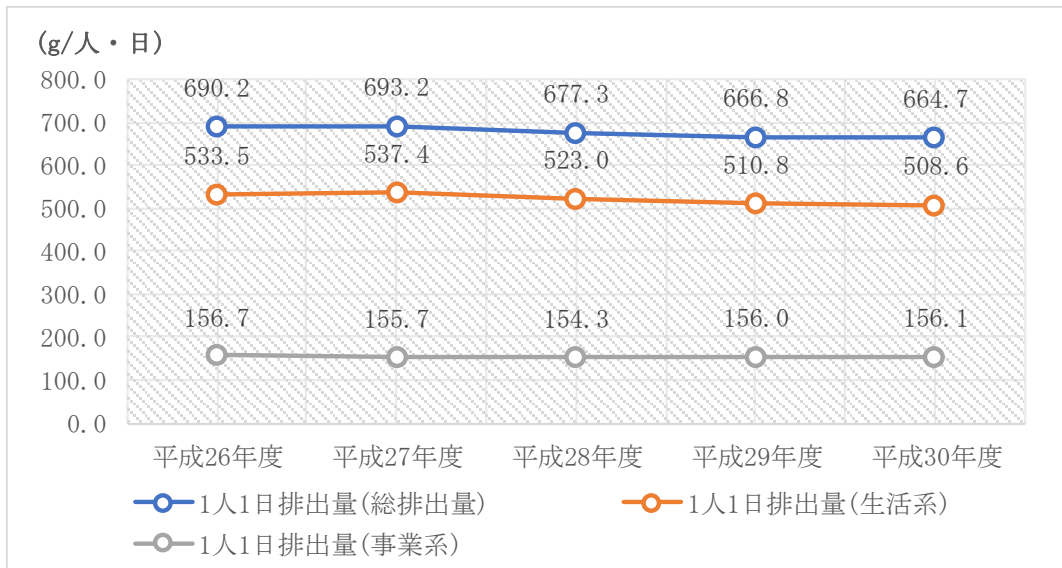
ごみの総排出量は減少傾向にあります。平成30年度における1人1日排出量の目標値*1が630.7g/人・日に対し、実績値は664.7g/人・日で、34g(5.4%)超過しています。

*1：第3期計画で設定した平成30年度の目標値。



注) 人口は、各年度10月1日現在。外国人を含む。なお、出典は市民課資料。

図11 ごみの総排出量の推移



注1) 1人1日排出量の算出方法：ごみ排出量÷10月1日現在の人口÷年間日数

注2) 四捨五入のため、生活系及び事業系の1人1日排出量の合計が、総排出量の1人1日排出量と一致しない年度があります。

図12 1人1日排出量の推移

(3) リサイクル率の推移

平成 26 年度から平成 30 年度までの過去 5 年間の総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)及びリサイクル率の推移を以下に示します。

リサイクル率は前述の集計方法の変更によるものもありますが低下傾向にあり、平成 30 年度は平成 26 年度から 3.3 ポイント減少して、17.8%です。これは、必ずしも市民のリサイクル意識の低下を示しているわけではなく、市の収集以外で、民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が回収されていることが影響していると考えられます。

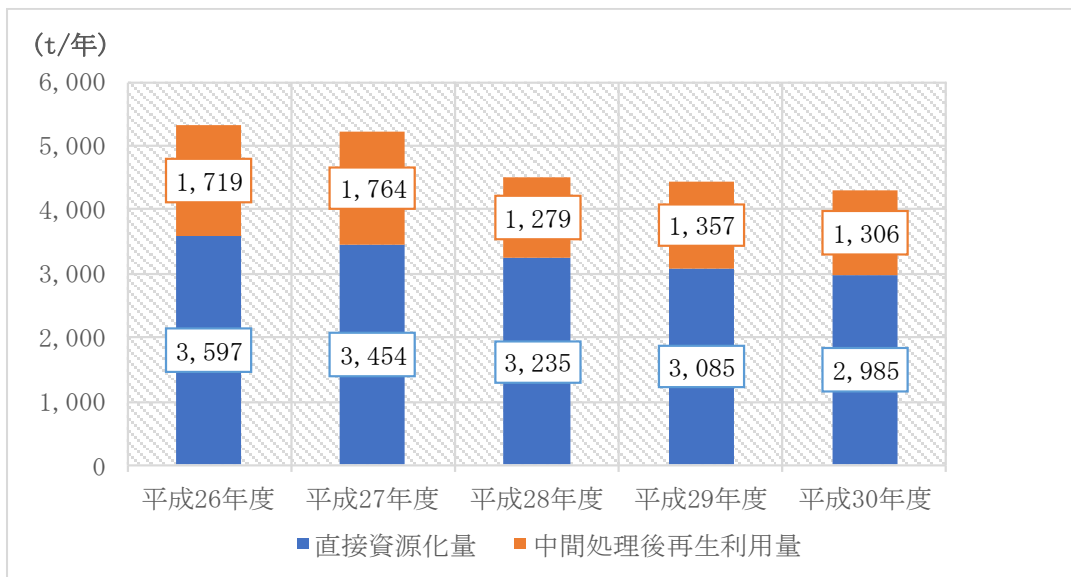
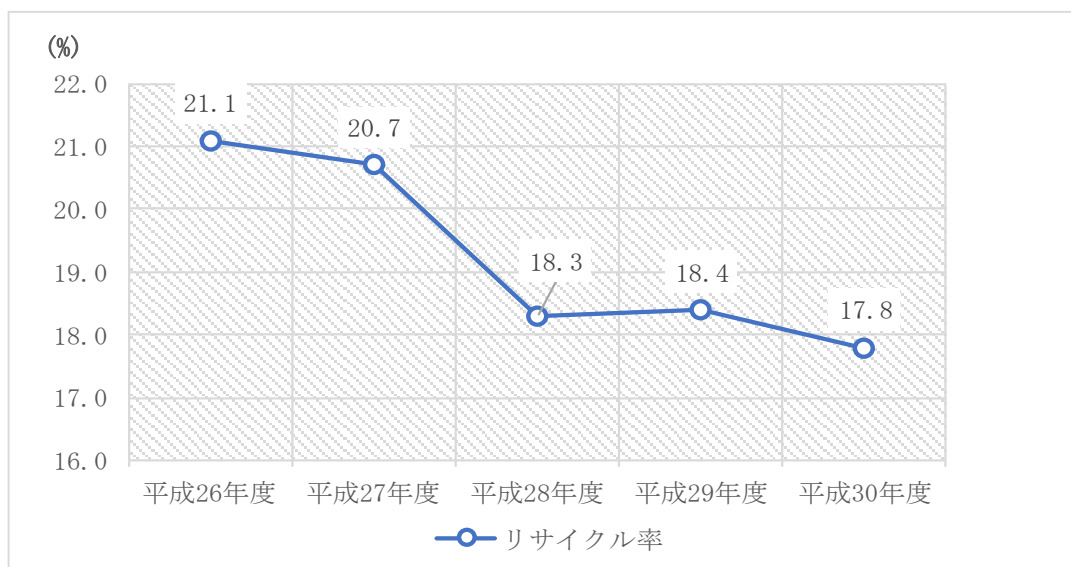


図 13 総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)の推移



注 1) リサイクル率：総資源化量÷ごみ排出量×100

注 2) 平成 28 年度に中間処理後再生利用量の集計方法の変更があり、リサイクル率が大きく低下しています。

図 14 リサイクル率の推移

(4) ごみ処理事業経費の推移

平成30年度は約10億2千万円となっており、市民1人当たり約10,000円、ごみ1t当たり約42,000円となっています。

経費は増加傾向にあります。これは主に新クリーンセンター整備に係る負担金の増加によるものです。

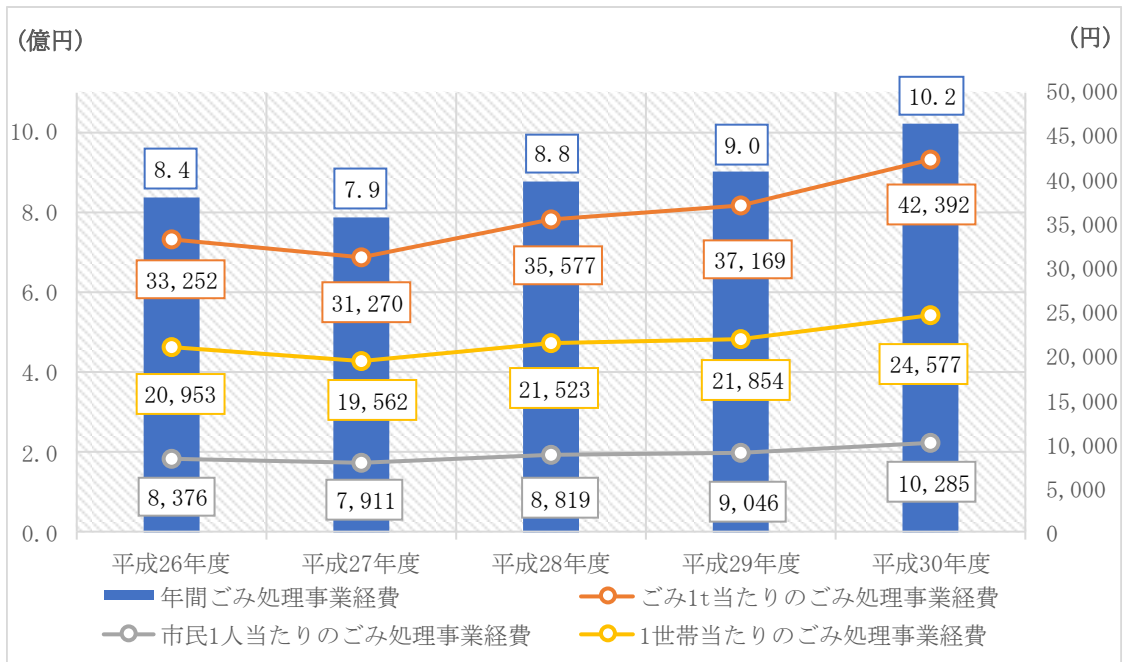


図15 ごみ処理事業経費の推移

2 減量化・資源化の取組状況

本市における減量化・資源化等の取組は表8のとおりです。

表8 減量化・資源化等の取組

項目	取組内容	
廃棄物の排出抑制と減量化	ごみの分別収集	家庭ごみを3大分別、15分類で実施しています。
	事業系ごみの減量化	「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物の多量排出事業者には、「事業系一般廃棄物の減量化に関する計画書」の提出を求めています。
	事業者への指導	事業所へ立ち入り、現地で分別等の直接指導を行っています。
	生ごみ処理機の購入補助及び食品ロスに関する啓発	生ごみ処理機等の購入費用に対する補助金を交付しているほか、食品ロスに関する啓発を行っています(平成30年度実績：60件、平成23年度からの平成30年度までの累計：653件)。
リサイクルの推進	再資源化の促進	資源物を、古紙類(資源A)、缶・布・紙パック類(資源B)、ペットボトル(資源C)、雑びん(資源D)、容器包装プラスチック(資源E)の5種類に分別し、(公財)日本容器包装リサイクル協会及び民間の処理業者を通じて資源化しています。
	リサイクル活動	市内の小・中学校で、特色ある様々なリサイクル活動が行われています。
	啓発・指導	市広報紙や佐久市ホームページ等による適正なごみ処理の啓発を実施しています。 ごみの減量化と資源化についてパンフレットを作成し、配布しています。
	分別区分の変更	平成25年4月から、古紙類における「雑がみ」の分別を開始し、収集しています。 平成25年12月から、使用済小型家電を回収し、リサイクルしています。 平成28年4月から、比較的硬いプラスチックでもプラマークの表示のあるものについては、分別区分を変更し、資源物としています。 平成31年4月から、ペットボトルラベルを分別しています。
バイオマスの利活用	堆肥の生産と販売	佐久市堆肥製産センター及び望月土づくりセンターでの堆肥の生産と販売を行っています。
不法投棄の防止対策の強化	不法投棄の防止	不法投棄防止のための啓発用看板を作成し、必要な地区に配布しています。 市民からの情報を得て、警察と協力し、不法投棄の早期対応に努めています。 信濃川を守る協議会佐久ブロックでは、春と秋に河川のパトロールを実施しています。
環境美化の推進	市内一斉清掃	毎年6月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。
	環境浄化活動	各区・団体で独自に、地区環境浄化活動を実施しています。
	放置自転車対策	自転車等の放置の防止を呼びかける警告シールを放置自転車に貼付したり、指定された駐輪場への誘導を行い、駐輪場に長期間放置されている自転車については、撤去しています。
適切な廃棄物処理体制の維持	緑化活動	市内の小・中学校で、緑化活動や地域の環境緑化活動が行われています。
	適正処理	ごみの分別等廃棄物の適正処理を推進しています。 廃棄物処理施設等を適正に維持管理しています。
家庭教育学校教育の推進	出前講座	出前講座「まちづくり講座」で、ごみの分別方法等を周知しています。
	環境教育の推進	市内小学校の4年生全員を、「わが家のエコ課長」に委嘱し、食べ残しの削減等の環境教育を行っています。
	社会科見学	小学校の社会科見学で、ごみ処理施設の見学を行っています。

3 収集・搬入の状況

(1) 生活系ごみの分別区分

市内全域から排出される一般家庭のごみは、3大分別15分類に分別して収集しています。なお、臼田地区については、生ごみの分別収集を行っています。

市で収集するものは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物で、3種類に色分けした指定袋で収集しています。

表9 生活系ごみの分別区分

ごみの種類		分別品目	収集・回収方法	頻度・回数	排出場所	
ごみステーションに出せるもの	燃やせるごみ	可燃ごみ	生ごみ 木類 紙類 使用済のマスク・湿布 汚れた容器包装プラスチック	委託	2回/週 臼田地区のみ 1回/週	ごみステーション
	燃やせないごみ	埋立ごみ	容器包装プラスチック以外のプラスチック類 ふとん・わた類 蛍光灯・乾電池 ガラス類 ゴム類・革製品 陶磁器類 ほか	委託	2回/月	ごみステーション
	資源物	古紙類 (資源A)	新聞・折り込み広告 ダンボール 古本・雑誌・雑がみ	委託	1回/月	ごみステーション
		缶・布・紙パック類 (資源B)	スチール アルミ 紙パック 古布・古着類	委託	1回/月	ごみステーション
		ペットボトル (資源C)	ペットマークが表示されているボトル (キャップとラベルは資源E)	委託	1回/月	ごみステーション
		雑びん (資源D)	無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん	委託	1回/月	ごみステーション
		容器包装プラスチック (資源E)	ブラマークが表示されているボトル類 ポリ包装袋・ラベル キャップ・ボトル付属品類 カップ・パック類 発泡スチロール 野菜、果物等のネット類 薬(錠剤、粉薬)の容器、包装 トレイ類	委託	1回/週	ごみステーション
		生ごみ(臼田地区のみ)		委託	2回/週	ごみステーション
	ごみステーションに出せないもの	家電4品目	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	直接搬入	随時	購入した店舗や買い替えをする店舗、または民間廃棄物処理業者
		小型家電	デジタルカメラ、パソコン、携帯電話等	直接搬入	随時	うな沢第2最終処分場、市役所本庁舎・各支所回収ボックス
家具類		マットレス、ベッド、タンス、ソファ、机、畳等	直接搬入	随時	民間廃棄物処理業者	
建築廃材		トタン、樹脂製の波板、断熱材、塩ビ管、サッシ等	直接搬入	随時	民間廃棄物処理業者	
金属類		自転車、ホイール、スチール棚等	直接搬入	随時	民間廃棄物処理業者	
古紙類		一度に大量の古紙類を排出する場合	直接搬入	随時	民間廃棄物処理業者	
伐採木			直接搬入	随時	民間廃棄物処理業者	
埋立ごみ		ふとん、ゴルフバック、大型プラスチックごみ等の指定袋に入らない埋立ごみ	直接搬入	随時	うな沢第2最終処分場	
		農業用ビニール・プラスチック類等	直接搬入	随時	佐久浅間農業協同組合等	
		タイヤ・バッテリー・ボタン電池等	直接搬入	随時	販売店等	
		コンクリートがら・ブロック・瓦・石等	直接搬入	随時	うとう南沢処理場	

ア 生活系ごみ排出に対する主な周知事項

- ・ごみは必ず「佐久市指定家庭ごみ収集袋」（古紙類【資源A】は除く。）を使用し、氏名を記入して、その該当する収集日の午前6時30分から、午前7時30分（時間厳守）に、区等から指定されたごみステーションに出してください。
- ・収集されずごみステーションに残されたごみは、ルールが守られていないものですので、ごみ収集連絡票「イエローカード」などで確認し、持ち帰り、次回の収集日に出してください。（午前7時30分以後に出された場合、ごみ収集連絡票はついていません。）
- ・ごみを指定袋に入れる際は、ごみをビニール袋や新聞紙等で包まず、そのまま入れてください。
- ・事業活動に伴うごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）や資源物は、少量であってもごみステーションを利用できません。
- ・「ペットボトル」「食品トレイ」「紙パック」「生きびん」などは、スーパーマーケット等で店頭回収を実施していますので、ご協力ください。

(2) 事業系ごみの分別区分

ア 事業系一般廃棄物

市では、事業系一般廃棄物の処理を行っていますが、廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外のものを対象としています。

事業者は、生活系のごみと同様に減量化に努め、分別して排出しなければなりません。以下に廃棄物の定義と廃棄物処理法で定められた産業廃棄物を示します。

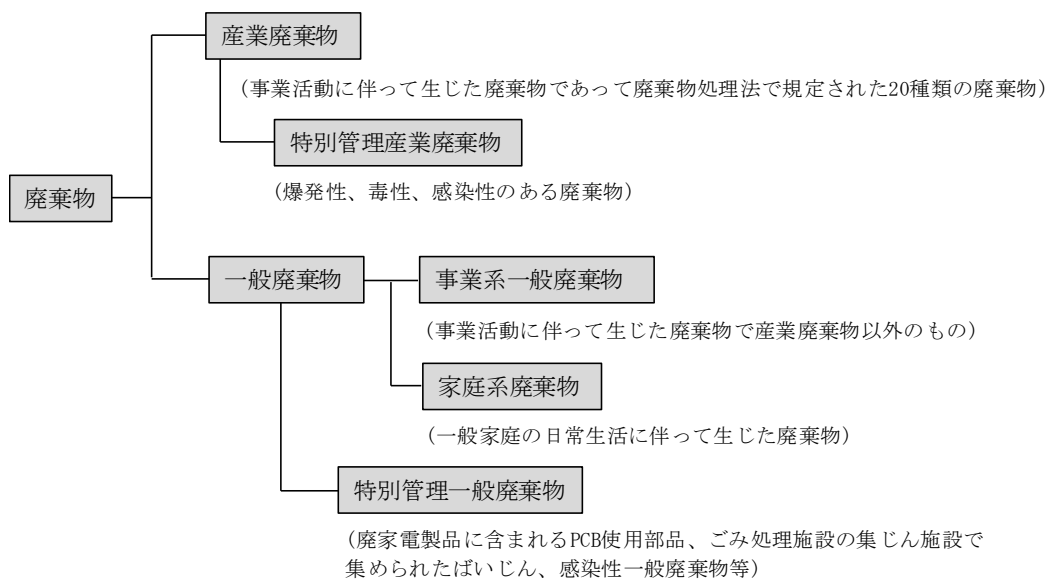


図 16 廃棄物の定義

表 10 産業廃棄物の種類

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

イ 事業系ごみの処理方法

佐久市における事業系ごみの処理方法は、以下の3つです。

(ア) 市の処理施設への搬入

市の施設へ搬入できるのは、事業系一般廃棄物のうち可燃ごみと埋立ごみです（原則として産業廃棄物は搬入できません。）。処理手数料として、市で販売している「事業系ごみ袋」の購入が必要となります。また、事前に生活環境課又は各支所経済建設環境係へ「廃棄物処理申請書・誓約書」を提出し、事業者登録をする必要があります。

(イ) 許可業者へ処理委託

市の施設で受け入れできない事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、民間の事業系一般廃棄物処分業許可業者・資源物処理業者・産業廃棄物処分業許可業者等へ搬入し、処理委託しています。

(ウ) 環境の保全上、支障のない方法による自家処理

生ごみ処理機等により自家処理しています。

ウ 事業系ごみ袋の購入方法について

事業系ごみ袋の購入については、下記の方法があります。

(ア) 窓口販売

佐久市役所生活環境課及び各支所経済建設環境係窓口において販売しています。

(イ) 配達販売（箱単位で1箱（20組）以上より）

窓口又は郵送にて受け付けた事業系一般廃棄物収集袋注文表に対し、「販売伝票」と「納付依頼書」を発行します。金融機関での入金を確認でき次第、業者へ配達を依頼しています。

表 11 事業系一般廃棄物収集袋

可燃ごみ 小 (生ごみ専用 40ℓ)	1枚 140円 (販売は10枚単位)
可燃ごみ 大 (紙ごみ専用 60ℓ)	・1組 (10枚) 1,400円
埋立ごみ	・1箱 (20組・200枚) 28,000円

エ 事業系ごみ排出に対する主な周知事項

- ・ごみステーションは、家庭から排出されたごみを収集するための集積場所であり、量の多少にかかわらず事業系ごみは排出できません。
- ・事業系ごみをごみステーションに不正に排出し続けた結果、廃棄物処理法違反（不法投棄の容疑）で逮捕された事例もありますので、適正処理に心がけてください。
- ・廃棄物処理申請書・誓約書は、毎年提出してください。
- ・生ごみは専用の指定袋に入れ、ほかの袋に混ぜないでください。
- ・生ごみは必ず水切りをして、ごみの減量に努めてください。
- ・再生利用が可能な古紙は、可燃ごみとして受け入れできません。資源物処理業者へ処理を依頼してください。
- ・プラスチック類は産業廃棄物です。可燃ごみの袋へ混入させないでください。

4 処理施設の状況

(1) 中間処理施設

ア 焼却施設の概要

本市の可燃系ごみは、佐久地区及び臼田地区は佐久クリーンセンターで、望月地区及び浅科地区は民間への処理委託で、それぞれ焼却処理を行っています。

なお、平成31年3月まで望月地区及び浅科地区は川西清掃センターで焼却処理を行っていました。

表 12 焼却施設の概要

施設名		佐久クリーンセンター	川西清掃センター(H31.3閉炉)
設置者		佐久市・軽井沢町清掃施設組合	川西保健衛生施設組合
所在地		佐久市中込 2880 番地	佐久市望月 2114 番地 4
竣工		昭和 59 年 3 月	昭和 56 年 12 月
形式		全連続燃焼方式 (旋回流型流動床炉)	機械化バッチ燃焼方式 (ストーカ炉)
処理能力		120t/日 (60t/24h×2 炉)	20t/日 (10t/8h×2 炉)
設備概要	受入供給方式	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	連続燃焼式 (流動床炉)	機械化バッチ燃焼式 (ストーカ炉)
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式	水噴射式
	排ガス処理方式	有害ガス除去+バグフィルタ	有害ガス除去+バグフィルタ
	排水処理方式	クローズドシステム方式	クローズドシステム方式
	通風方式	平衡通風方式	平衡通風方式
	灰出設備	残渣 不燃物バンカ方式 飛灰 薬剤処理方式	残渣 灰バンカ方式 飛灰 薬剤処理方式

イ 新焼却施設の概要

佐久クリーンセンター及び川西清掃センターの代わりとなる新たなごみ焼却施設 (新クリーンセンター) の整備が、「佐久市・北佐久郡環境施設組合」により、令和2年12月の本格稼働に向け進められています。組合を組織する佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町に、南佐久郡の2町4村を加えた10市町村のごみ焼却処理を行う計画です。

表 13 新焼却施設の概要

施設名		新クリーンセンター
設置者		佐久市・北佐久郡環境施設組合
所在地		佐久市上平尾 2033 番地ほか
竣工予定		令和 2 年 11 月
形式		全連続運転式
処理能力		110t/日 (55t/24h×2 炉)
設備概要	受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	ストーカ方式 (低空気比高温燃焼型)
	燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
	排ガス処理方式	ろ過式集じん方式
	排水処理方式	クローズドシステム方式
	通風方式	平衡通風方式
	灰出設備	焼却灰 バンカ貯留 飛灰 薬剤処理し、バンカ貯留

ウ 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成30年度の焼却処理量は17,500t/年です。

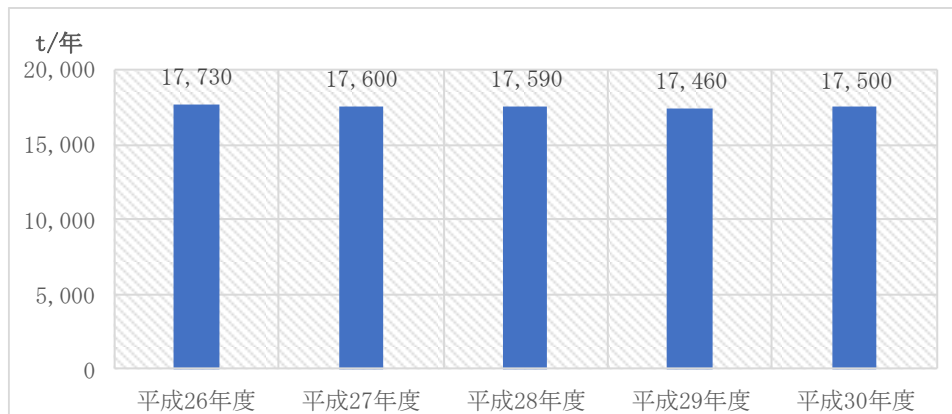


図17 焼却処理量の推移

エ ごみ質の状況

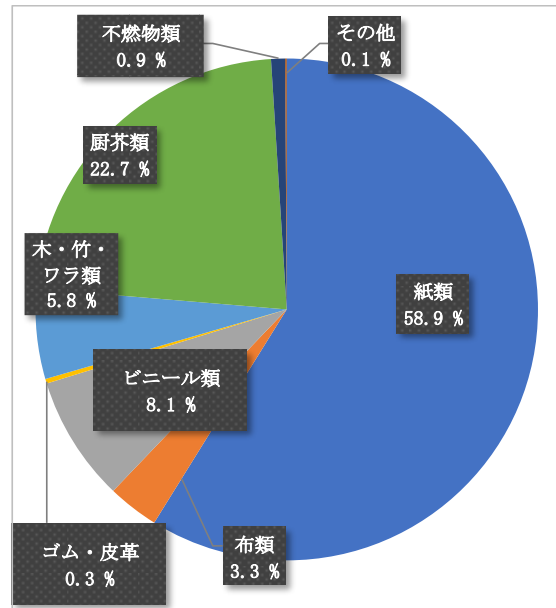
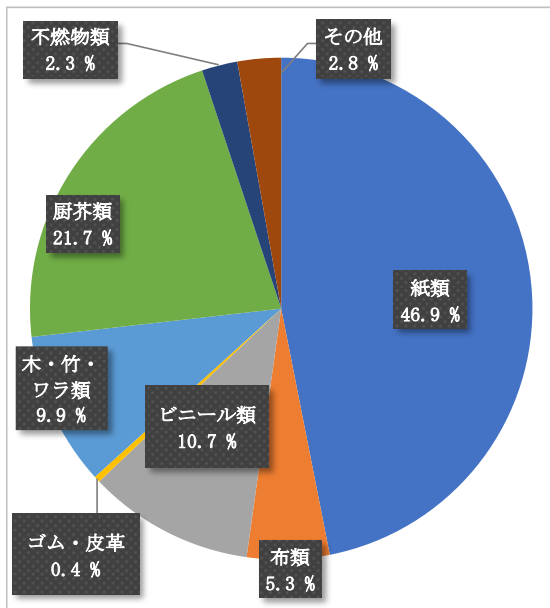
佐久クリーンセンター及び川西清掃センターの平成26年度から平成30年度におけるごみ質の測定結果は下記のとおりです。

平成30年度のごみ組成分析結果では、どちらも紙類が多く、佐久クリーンセンターでは46.9%、川西清掃センターでは58.9%となっています。

表14 ごみの性状

			単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
佐久 クリーン センター	ごみ 組成 分析	紙類	%	55.3	52.3	54.8	53.4	46.9
		布類		4.1	4.0	2.4	5.2	5.3
		ビニール類		12.3	10.6	13.1	12.9	10.7
		ゴム・皮革		0.4	0.2	0.0	0.5	0.4
		木・竹・ワラ類		6.5	5.6	12.6	7.4	9.9
		厨芥類		16.8	20.5	10.9	17.5	21.7
		不燃物類		1.2	1.0	1.9	0.6	2.3
		その他(5mm通過)		3.5	6.1	4.5	2.6	2.8
	単位体積重量	kg/m ³	190	423	203	194	174	
	三 成分	水分	%	54.3	62.6	50.6	54.7	51.2
灰分		6.1		4.3	7.0	5.2	5.4	
可燃分		39.7		33.2	42.5	33.6	43.4	
		47.8		44.8	50.4	53.9	58.9	
川西清掃 センター	ごみ 組成 分析	紙類	%	2.8	0.8	2.4	6.4	3.3
		布類		11.0	5.5	6.7	9.8	8.1
		ビニール類		0.0	0.0	0.1	0.3	0.3
		ゴム・皮革		1.4	1.7	1.4	2.7	5.8
		木・竹・ワラ類		34.9	45.8	37.6	24.0	22.7
		厨芥類		2.2	1.4	1.5	0.3	0.9
		不燃物類		0.0	0.0	0.0	2.8	0.1
		その他(5mm通過)		0.0	0.0	0.0	2.8	0.1
	単位体積重量	kg/m ³	156	178	220	520	234	
三 成分	水分	%	45.2	53.8	54.8	58.2	46.2	
	灰分		4.2	4.9	4.0	4.4	6.2	
	可燃分		50.6	41.3	41.2	37.4	47.6	

注) 佐久クリーンセンターには、佐久市の他に、軽井沢町分が、川西清掃センターには、佐久市の他に、東御市及び立科町分が搬入されています。



佐久クリーンセンターごみ組成分析

川西清掃センターごみ組成分析

注) 四捨五入のため、構成比の合計で 100.0%とならないものがあります。

図 18 ごみの性状 (平成 30 年度)

(2) 資源化施設

佐久市うな沢第2最終処分場の施設内にある「容器包装リサイクル施設」では、容器包装プラスチックを圧縮梱包して減容化し、民間の再資源化施設へ持ち込み、プラスチック板やパレット等に再資源化しています。

表 15 資源化施設の概要

施設名	佐久市うな沢第2最終処分場 容器包装リサイクル施設	川西清掃センター ^{注)} 不燃物処理施設
設置者	佐久市	川西保健衛生施設組合
所在地	佐久市横根 970 番地ほか	佐久市望月 2114 番地 4
処理能力	圧縮梱包機 4.5t/日	金属プレス機 8t ガラス破砕機 8t/日

注) 佐久市分の搬入はしていません。

佐久市堆肥製産センターでは、臼田地区の生ごみ、畜糞、籾殻、きのこ廃培地を処理対象として、堆肥化処理を行っています。

表 16 資源化施設の概要（堆肥化施設）

施設名	佐久市堆肥製産センター
設置者	佐久市
所在地	佐久市臼田 2915 番地 4
処理能力	13t/日
堆肥化原料	生ごみ、畜糞、籾殻、きのこ廃培地

表 17 佐久市堆肥製産センターにおける生ごみ処理量の推移

単位：t/年

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活系	549	494	507	491	476
事業系	193	244	225	236	235
合計	742	738	732	727	711

（3）最終処分場

本市の廃棄物を埋立処分している最終処分場は、下記の 3 箇所です。

このほか、2 箇所の埋立終了した最終処分場があり、埋立終了後も定期的に水質の測定等を行い、適正な管理を行っています。

表 18 最終処分場の概要（埋立中）

施設名	佐久市うな沢 第 2 最終処分場	川西一般廃棄物 最終処分場 <small>出典</small>	佐久市宇とう南沢処理場
設置者	佐久市	川西保健衛生施設組合	佐久市
所在地	佐久市横根 970 番地ほか	佐久市望月 2179 番地 18 ほか	佐久市中込 2865 番地ほか
設置年月	平成 15 年 3 月	平成 5 年 3 月	昭和 54 年 10 月
埋立面積	11,200 m ²	23,950 m ²	30,240 m ²
埋立容量	148,000 m ³	39,000 m ³	241,920 m ³
年間埋立量	1,639t(平成 30 年度)	561t(平成 30 年度)	67t(平成 30 年度)
残余容量	48,853m ³ (平成 30 年度末)	2,069 m ³ (平成 30 年度末)	47,625m ³ (平成 30 年度末)
埋立対象物	不燃ごみ	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破砕ごみ処理残渣、粗大ごみ	不燃ごみ

出典：「川西保健衛生施設組合資料」

表 19 最終処分場の概要（埋立終了）

施設名	佐久市うな沢最終処分場	佐久市つらなし 一般廃棄物最終処分場
設置者	佐久市	佐久市
所在地	佐久市横根 970 番地ほか	佐久市田口山口沢 1698 番地ほか
設置年月	昭和 60 年 3 月	昭和 61 年 10 月
埋立面積	27,600 m ²	8,397 m ²
埋立容量	187,000 m ³	56,000 m ³
終了年月	平成 15 年 3 月	平成 17 年 1 月
埋立対象物	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ

第2節 第3期計画の評価と課題の抽出

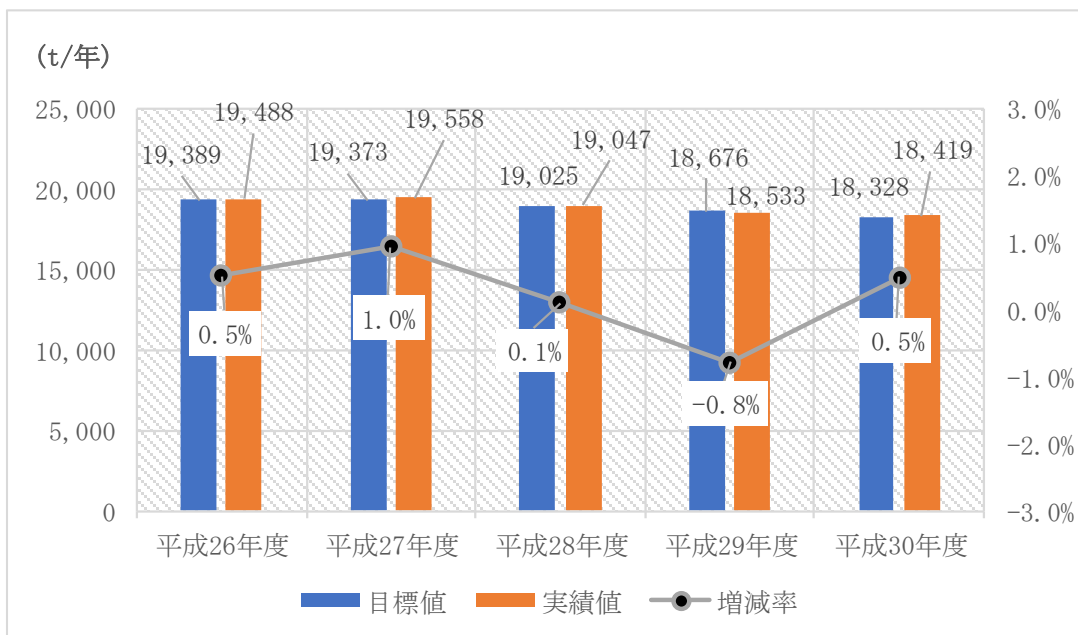
第1節では、市全体のごみ処理に係る総量的な数値や、リサイクル率、ごみ処理事業経費、また減量化・資源化の取組状況や施設状況等について現況を示しました。総排出量は減少し、かつ全国や長野県の平均値よりも少ないなど、様々な取組が一定の成果を上げてきている状況ではありますが、第3期で設定した目標値に対しては、達成できたもの、できなかったものがそれぞれあります。

本節では、現況を踏まえ、それらをごみの排出量の種類ごとの推移に着目して分析・評価し、課題の抽出を行います。

1 第3期計画の評価

(1) 生活系ごみ

生活系ごみの排出量は、減少傾向にあります。平成30年度における目標値が18,328t/年に対し、実績値は18,419t/年で、91t(0.5%)の超過となっていますが、概ね目標どおりとなっています。

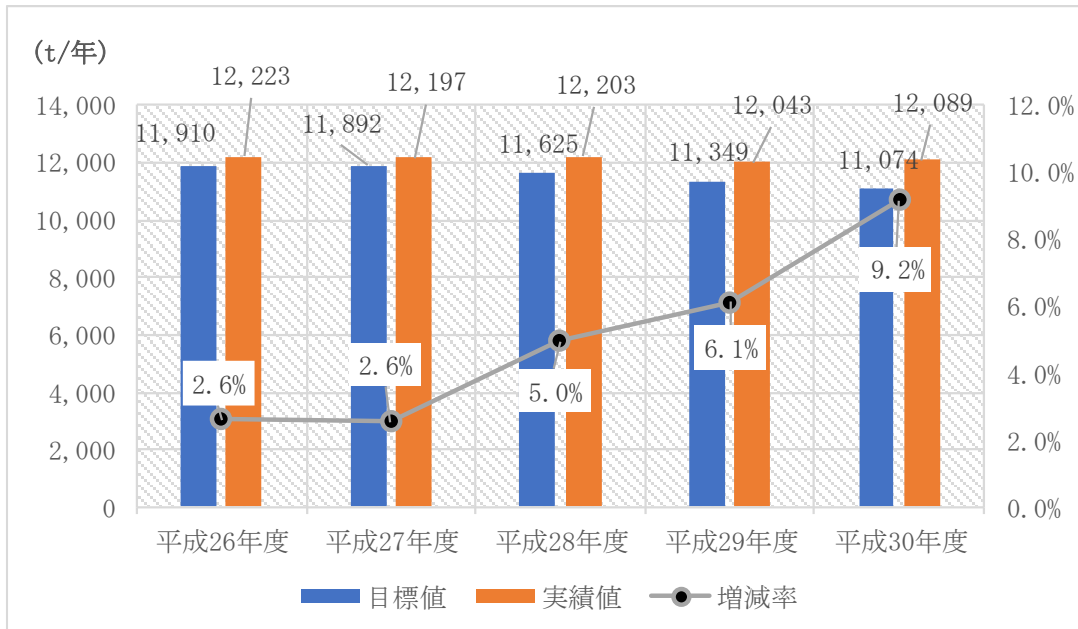


注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図19 生活系ごみの目標と達成状況の推移

ア 生活系可燃ごみ

生活系可燃ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 11,074t/年に対し、実績値は 12,089t/年で、1,015t (9.2%) の超過となっています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

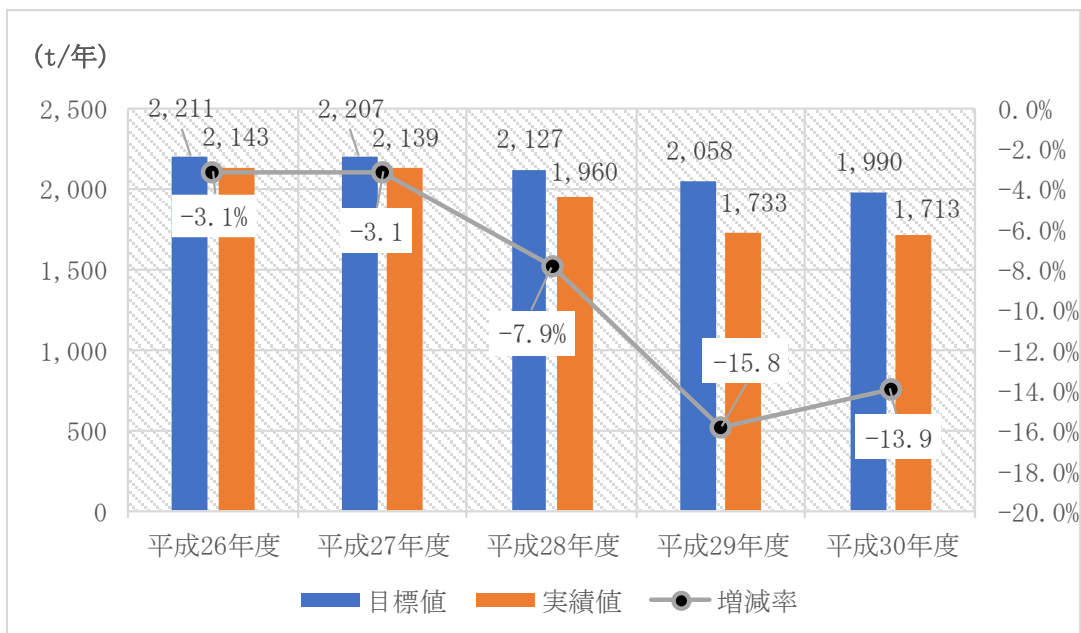
図 20 生活系可燃ごみの目標と達成状況の推移

【分析】

- ・平成 26～30 年度における、佐久クリーンセンター及び川西清掃センターのごみの組成調査では、各家庭や事業所から排出される可燃ごみの 5 割程度は紙類であり、リサイクル可能な雑がみ等の混入が確認されています。
- ・平成 30 年度の環境省の調査によれば、生活系収集ごみの 30.7%を食品廃棄物が占め、そのうち 35.6%を食品ロスが占めています。
- ・平成 28 年度の農林水産省の推計によれば、国民 1 人当たりお茶碗約 1 杯分（約 139 g）の食べ物が毎日捨てられています。
- ・前述の組成調査において、可燃ごみの成分のうち、水分の割合は全体の 5 割程度を占める結果となっています。家庭から排出される生ごみには、多くの水分が含まれており、水切りを行わずにそのままごみとして排出されると、焼却するために余分なエネルギーが必要となり、処理に影響を及ぼします。

イ 生活系不燃ごみ

生活系不燃ごみの排出量は、減少傾向にあります。平成 30 年度における目標値が 1,990t/年に対し、実績値は 1,713t/年で、目標値を 277t(13.9%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

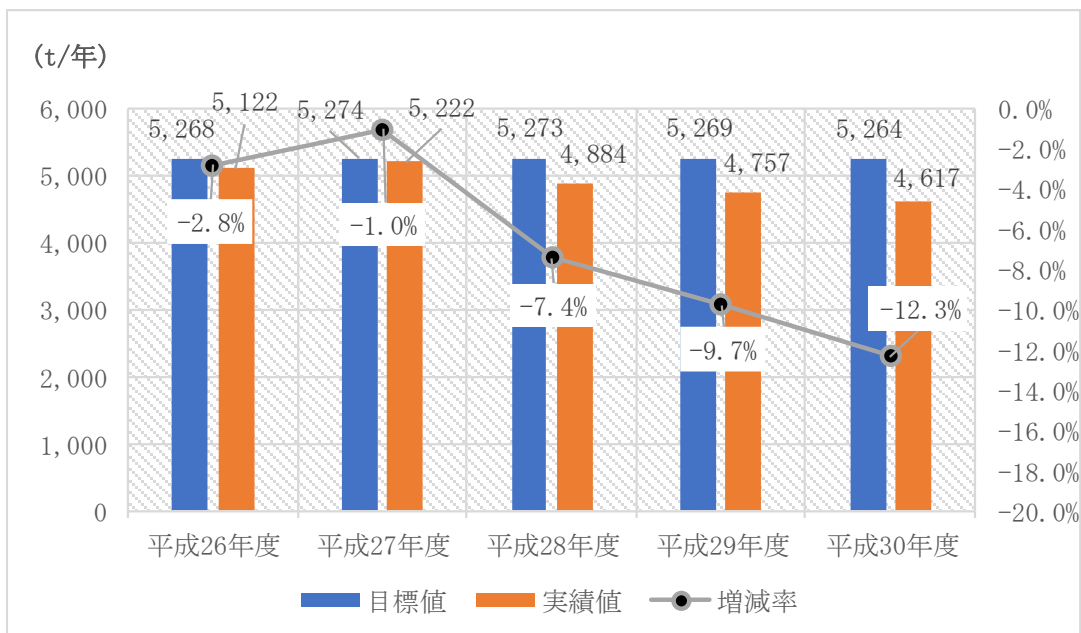
図 21 生活系不燃ごみの目標と達成状況の推移

【分析】

- 平成 28 年 4 月から、従来の「軟質系プラスチック」から「容器包装プラスチック」へ分別を変更し、比較的硬いプラスチックでもプラマークの表示のあるものについて、資源物としていることも減少の要因となっています。一方で、まだ比較的硬いプラスチックの混入が見受けられます。

ウ 生活系資源物

生活系資源物の排出量は、減少傾向にあります。平成30年度における目標値が5,264t/年に対し、実績値は4,617t/年で、目標値を647t(12.3%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

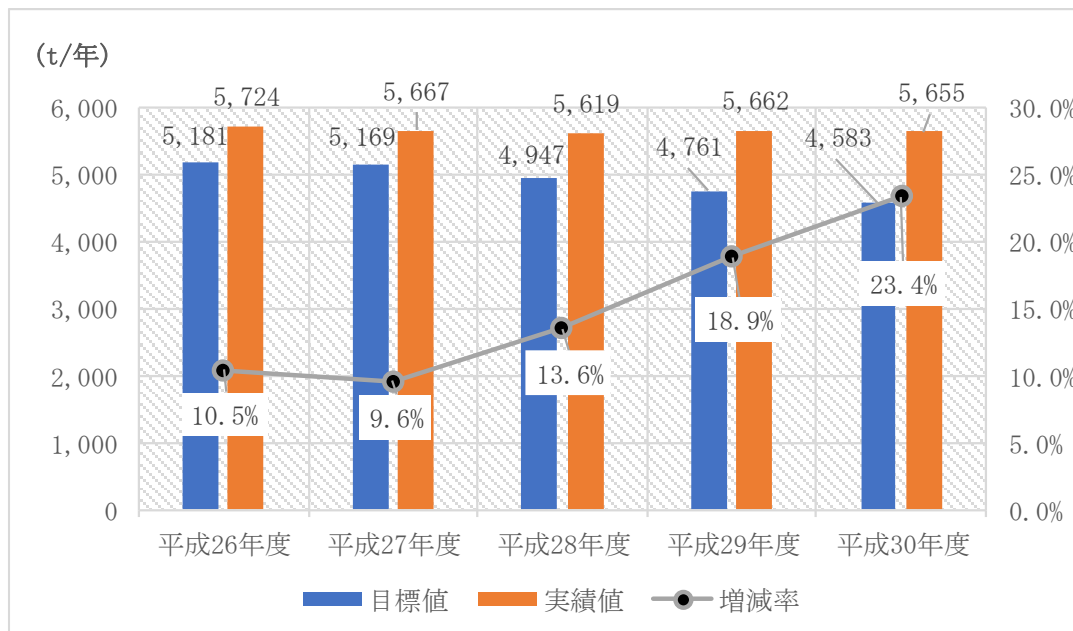
図22 生活系資源物の目標と達成状況の推移

【分析】

- ・民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられます。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 4,583t/年に対し、実績値は 5,655t/年で、目標値を 1,072t(23.4%)超過しています。

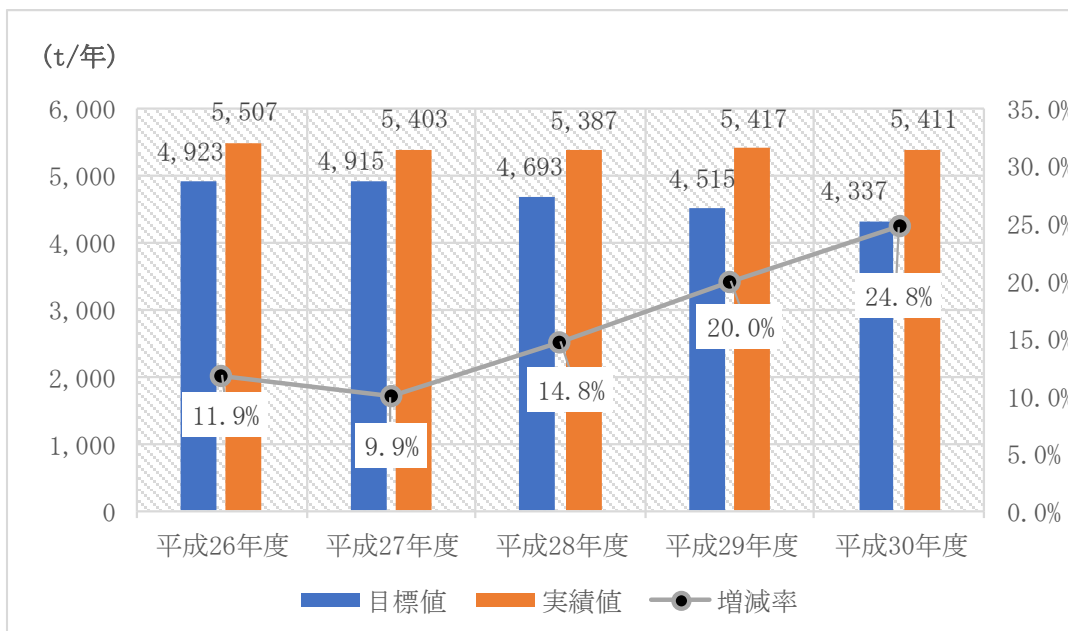


注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図 23 事業系ごみの目標と達成状況の推移

ア 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの排出量は、横ばいです。平成 30 年度における目標値が 4,337t/年に対し、実績値は 5,411t/年で、目標値を 1,074t(24.8%)超過しています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

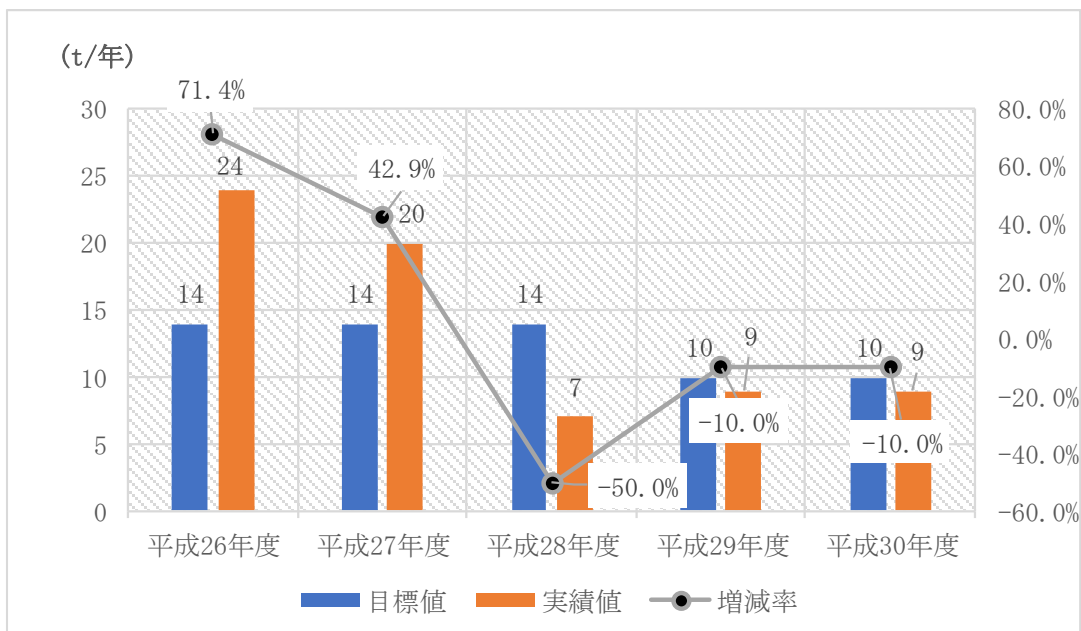
図 24 事業系可燃ごみの目標と達成状況の推移

【分析】

- ・事業所立入検査を行う中で、リサイクルできる紙ごみの混入、水切りが不十分な生ごみ、また廃プラスチックの混入などが一部で見受けられます。
- ・従業者数及び事業所数が増加している「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」分野のごみが増加していることが考えられます。
- ・生活系可燃ごみでの分析のとおり、食品ロス是全国的な課題です。また、食料品等販売業や飲食店での事業系可燃ごみ袋の購入が多い状況にあること、また事業所への立入における聞き取りや全国的な傾向を踏まえても、売れ残りや食べ残しなどの生ごみの排出が相当量を占めるものと考えられます。

イ 事業系不燃ごみ

平成30年度における事業系不燃ごみの排出量は、9t/年です。平成26年度の24t/年から15t(62.5%)減少しています。また、平成30年度における目標値が10t/年に対し、実績値は9t/年で、目標値を1t(10.0%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

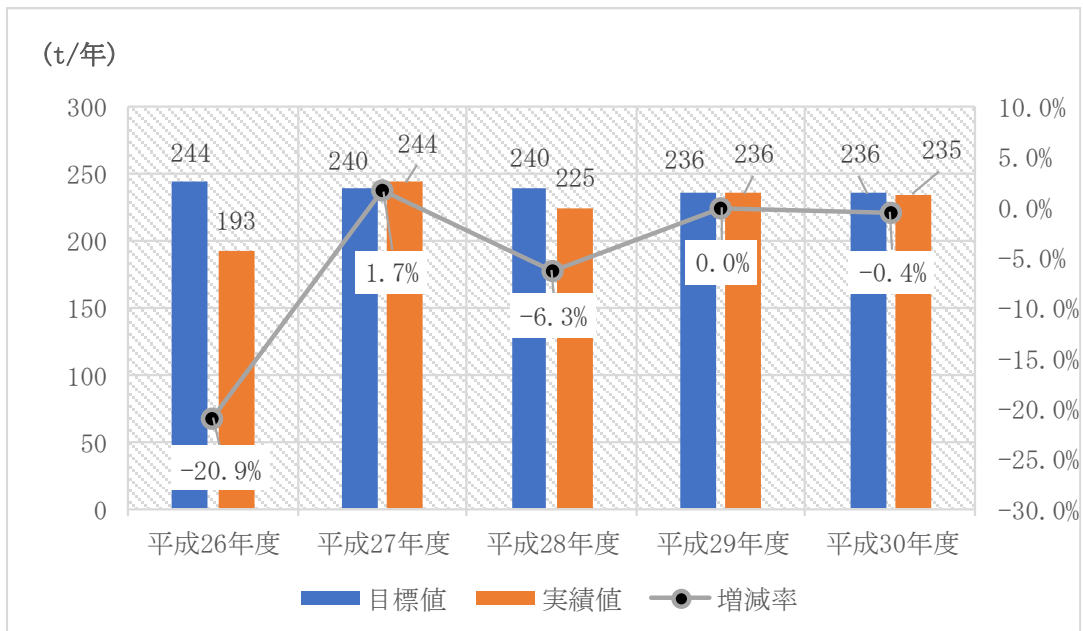
図 25 事業系不燃ごみの目標と達成状況の推移

【分析】

- ・年度による増減はありますが、目標値を達成し、排出量は減少傾向にあります。

ウ 事業系資源物

事業系資源物の排出量は、平成27年度以降は横ばいです。平成30年度における目標値が236t/年に対し、実績値は235t/年で、目標値を1t(0.4%)下回っています。



注) 増減率は、目標値と比較した実績値の増減の割合を表します。

図 26 事業系資源物の目標と達成状況の推移

【分析】

- ・佐久市堆肥製産センターでの堆肥化处理が安定的に行われています。

2 本市が抱える主な課題

本市では、家庭ごみを3大分別15分類で収集し、その都度分別方法等の見直しを行っているほか、生ごみ処理機等の購入補助の実施、事業者への分別等の直接的指導など、廃棄物の発生抑制と減量化を推進しています。

このような中、ごみの総排出量は、平成26年度と比較して減少しています。しかしながら、第3期の目標値に対しては、1人1日排出量及びリサイクル率とともに達成できておらず、特に、生活系及び事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいない状況です。

これらの影響により、現在建設中の新クリーンセンターにおける計画処理量を排出量が上回っている状況となる中、施設の適切な運転管理のためにも、可燃ごみの発生抑制は喫緊の課題となっています。

そこで、第4期計画の策定に当たって、市民、事業者及び行政が減量化を意識し、具体的な3R行動に結び付けることによって、ごみの減量化を推進していくことが重要です。

【コラム】海洋プラスチック汚染

プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっています。最近では、打ち上げられたクジラの体内から大量のプラスチックごみが見つかる事例が相次いでいます。また、魚や海洋生物の体内からはマイクロプラスチック*が見つっています。

マイクロプラスチックは海洋中を浮遊し、汚染物質を高濃度に吸着するという特徴があります。高濃度の汚染物質を吸着したマイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれることで海洋生態系にダメージを与えることが危惧されています。ヒトへの長期的な影響はまだ明らかになっていない部分も多いですが、食物連鎖を介して、悪影響を及ぼす恐れがあります。

マイクロプラスチックは、私たちが捨てたプラスチックごみが河川などを經由して海に流れ込んでいると考えられます。ポイ捨てや不法投棄をしないのはもちろんのこと、便利で使い捨てにしているストローやレジ袋などを、繰り返し利用できる製品に置き換えるなどして、プラスチックの消費量を削減する必要があります。

*：0.3～5.0mmほどの微細なプラスチック。

表 20 本市が抱える主な課題

	主な課題
ごみの減量化 資源化	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日排出量は減少傾向にあり、減量化は進んでいるものの、生活系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 雑がみなど、リサイクル可能なものが可燃ごみに含まれていることから、分別を徹底し、資源化可能なものについては、資源物にまわすことが必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 手つかずの食品や食べ残しが含まれていたり、水切りが不十分であるため、削減につながる取組が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 比較的硬いプラスチックであっても、プラマークの表示のあるものについては、資源物として収集を行っていますが、不燃ごみへの混入が見受けられるため、さらなる周知が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 事業系可燃ごみには、売れ残りや食べ残しといった食品ロス、水切りが不十分な食品廃棄物やリサイクル可能な紙ごみが含まれており、排出抑制や分別方法についてのさらなる啓発が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> おむつなど、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル率が低下しています。民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられ、量的な把握が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ごみ出しや適正な分別が困難な高齢者世帯などが増加することが予測されるため、対策の検討が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 各地で地震や水害が頻繁に発生しているため、自然災害で発生した廃棄物を適正に処理するための検討が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> うな沢第2最終処分場の残容量から、埋め立て完了まで約10年と推計されており、最終処分場の将来計画等について調査研究を進める必要があります。

第3節 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

国では循環型社会形成推進基本法に基づき、平成14年度に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これまで、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は資源生産性等は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化していく必要があります。また、東日本大震災以降も毎年のように大規模な災害が発生しており、東日本大震災を大きく上回る災害の発生が懸念されていることから、万全な災害廃棄物処理体制を構築していく必要があります。

平成30年度に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年度までに国が講ずべき施策を示しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、食品ロス対策として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月1日に施行されました。また、海洋プラスチックごみ対策として、令和2年7月からすべての小売店を対象に、レジ袋の有料化が義務化されます。

(2) 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めており、令和2年度における廃棄物減量化の目標を定めています。

表21 国の基本的な方針における目標

項目	目標（令和2年度）
排出量	12%削減（平成24年度比）
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	500g/人・日
再生利用率	約27%
最終処分量	14%削減（平成24年度比）

2 県の動向

(1) 長野県廃棄物処理計画（第4期）の概要

県では平成28年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、『「もったいない」を大切にしてごみ減量日本一！～美しい信州を次世代へ～』を基本目標に掲げ、廃棄物の発生抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指しています。

(2) 長野県の数値目標

長野県廃棄物処理計画（第4期）では、2Rを意識した取組を推進し、県民1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量800g以下の達成を目指しています。

表 22 県の数値目標

項目	目標（令和2年度）
排出量	588,000t
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	390g/人・日
再生利用率	24.3%
最終処分量	51,000t

第4節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1 基本理念と目指す将来像

（1）基本理念

我が国では、かつて、経済効率や利便性・快適性を追求するあまり、大量生産・大量消費型の社会となり、貴重な天然資源やエネルギーが消費され、大量のごみが生み出されてきました。

現在、国では、地域循環圏^{*1}の形成を進めています。本市では、市民や事業者とともに分別収集の拡大などを推進してきた結果、ごみの総排出量が減少するなど、一定の成果を上げてきました。しかしながら、環境への負荷などを考慮すれば、更に取り組んでいく必要があり、リサイクルを中心とした取組から一歩進んで、発生抑制及び再使用を基本とした取組への転換が求められています。

3Rの推進に当たっては、ごみの排出者となる市民や事業者がそれぞれの立場でごみの減量化・資源化対策を実行することが不可欠です。このため、市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の実現に向けた取組を進めていきます。

本市が第4期計画で目指していく基本理念は、第3期計画の基本理念を継承するものとし、以下のとおりとします。

*1：「循環型社会」を形成していくためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。地域循環圏とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していかうという考え方です。

**市民、事業者、行政が協力して持続可能な
ごみ減量化・資源化対策の実現を目指す**
～私たち一人ひとりのところがけと行動で創り上げる快適環境の創出～

（2）目指す将来像

上位計画となる第二次佐久市環境基本計画では、市が目指す望ましい環境像を実現するための目標として、5つの基本目標を定めています。それら5つの基本目標のうち、ごみ処理に関連する以下の基本目標を、本計画が目指す将来像とします。

循環型社会の実現
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

2 計画目標

(1) 将来人口の設定

将来人口は、「佐久市人口ビジョン」に基づいて設定します。計画目標年度である令和6年度の推計人口は、〇〇,〇〇〇人になると展望されています。

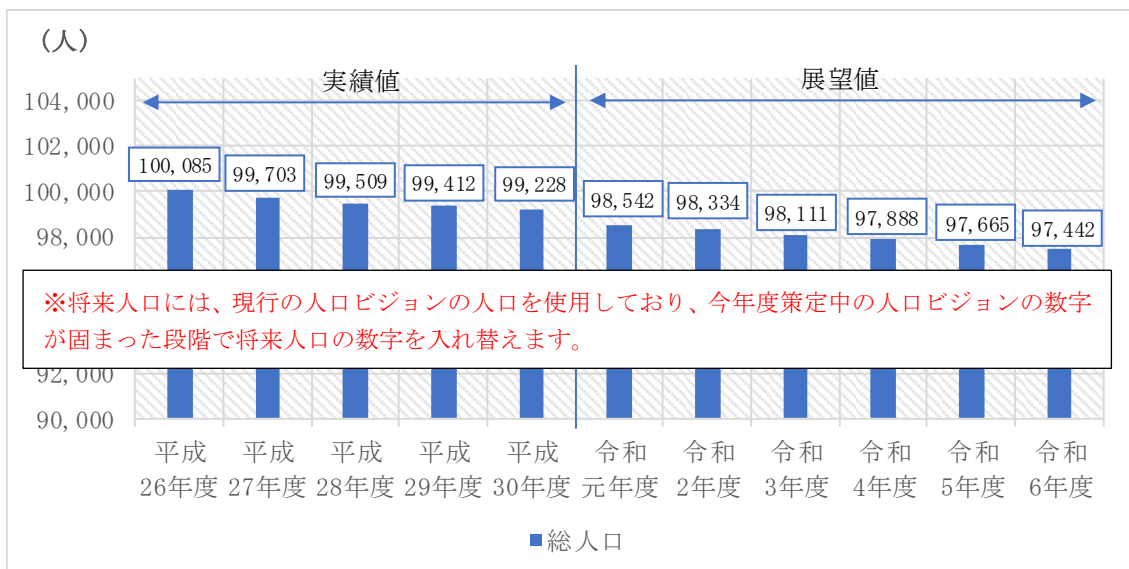


図 27 将来人口の推移

(2) 目標の基本的な考え方

本計画の具体的な到達点を定めるとともに、進捗状況を管理するため、次の項目ごとに、計画期間中の目標値を定めます。

ア 計画目標として定める指標

下記の3つを計画目標として定めます。減量化目標の項目として、1人1日排出量を定めており、第4期計画では、新たに生活系可燃ごみ及び事業系可燃ごみを定めます。

- (ア) 減量化目標
- (イ) 資源化目標
- (ウ) 最終処分量の削減目標

イ 数値目標の考え方

第3期計画では1人1日排出量について、高いレベルの数値目標を設定し、その達成に取り組んできました。しかし、平成30年度時点において総排出量については、同年度の目標に対し、5.1%の超過、特に可燃ごみについては目標を大きく超過しています。第4期計画では、食品ロスの削減等の発生抑制、分別

の徹底により可燃ごみの削減に重点をおくことで、表 23 に示すとおり一般廃棄物（ごみ）の排出量の削減目標を **9%以上**とします。

また、分別を徹底することにより、再資源化率は目標を **20%以上**、最終処分率は排出量の **12%以下**とします。

平成 30 年度時点の 1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量は 508.6g/人・日、およそ 500mL のペットボトル 1 本分に相当します。令和 6 年度の目標（464.5g/人・日）を達成するためには、1 人 1 日当たり 44.1g の減量が必要となります。

表 23 数値目標

項目		実績値	目標値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
		基準年度	県の目標年度 ^{注1)}	第4期計画目標年度
(ア) 減量化 目標	一般廃棄物 (ごみ)の排出 量	24,074 t/年	23,177 t/年 以下 【▲3.7%】	21,772 t/年 以下 【▲9.6%】
	1人1日排出量	664.7 g/人・日	645.7 g/人・日 以下 【▲19.0g】	612.2 g/人・日 以下 【▲52.5g】
	うち生活系	508.6 g/人・日	492.5 g/人・日 以下 【▲16.1g】	464.5 g/人・日 以下 【▲44.1g】
	うち生活系 可燃ごみ	333.8 g/人・日	319.3 g/人・日 以下 【▲14.5g】	290.6 g/人・日 以下 【▲43.2g】
	うち事業系	156.1 g/人・日	153.2 g/人・日 以下 【▲2.9g】	147.7 g/人・日 以下 【▲8.4g】
	うち事業系 可燃ごみ	149.4 g/人・日	146.3 g/人・日 以下 【▲3.1g】	140.5 g/人・日 以下 【▲8.9g】
(イ) 資源化 目標	リサイクル率	17.8 %	18.5 % 以上 【0.7%】	20.2 % 以上 【2.4%】
(ウ) 最終処分量の 削減目標	最終処分量	2,995 t/年	2,819 t/年 以下 【▲5.9%】	2,580 t/年 以下 【▲13.9%】
	最終処分率	12.4 %	12.2 % 以下 【▲0.2%】	11.9 % 以下 【▲0.5%】

注 1) 長野県廃棄物処理計画(第 4 期)の目標年度。

注 2) 【】内は、基準年度である平成 30 年度比。

ウ 数値目標を目指すに当たって

第3期計画の基本理念を継承し、第4期で改めて目指す数値目標の達成にチャレンジするためには、リサイクルを中心とした取組から一歩進んで、発生抑制及び再使用を基本とした取組への転換が必要です。

そのためには、日常生活の中で、当たり前となっている行動を見直すことがひとつの鍵となります。

キーワードは・・・

「当たり前を見直そう！」

例えば、

「調理の際、工夫すれば食べられる部分をそのまま廃棄する」

「購入したものをレジ袋に入れて持ち帰る」

「便利だからと使い捨て商品を使用する」

「宴会で会話に夢中になってしまい、お開きの時間となり食事を残す」
など、当たり前になっていませんか。

参考までに、重量の目安は以下のとおりです。

・大根の葉 1本分	約 100～150g
・レジ袋 (LLサイズ) 1枚	約 8～10g
・割り箸 1膳	約 5g
・紙コップ 1個	約 2g
・清涼飲料水ペットボトル (500mL) 1本	約 20～30g
・A4 コピー用紙 (普通紙) 1枚	約 4g
・国民 1人 1日当たりの食品ロス発生量(推計値)*	約 140g

*:平成 28 年度環境省推計値

一度立ち止まって自分自身に問いかけてみてください。ごみを生み出さない、又は減らせる工夫ができるはずです。

当たり前を見直してみましよう。

(3) ごみの発生量の推計値

ごみの発生量が現状で推移した場合のごみ排出量を表 24 に、減量化施策を実施した場合のごみ排出量を表 25 に示します。減量化施策を実施した場合、現状で推移した場合に比べて計画目標年度では、ごみの総排出量は 1,380t (6.2%) の減少となります。

表 24 現状推移の場合

項目	単位	実績値	推計値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
人口	人	99,228	98,334	97,442
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,637	23,152
生活系ごみ	t/年	18,419	18,039	17,601
事業系ごみ	t/年	5,655	5,598	5,551
1人1日排出量	g/人・日	664.7	658.6	651.0
うち生活系	g/人・日	508.6	502.6	494.9
うち生活系可燃ごみ	g/人・日	333.8	333.5	333.1
うち事業系	g/人・日	156.1	156.0	156.1
うち事業系可燃ごみ	g/人・日	149.4	149.1	148.9
総資源化量	t/年	4,291	4,167	4,127
リサイクル率	%	17.8	17.6	17.4
最終処分量	t/年	2,995	2,863	2,711
最終処分率	%	12.4	12.1	11.7

表 25 減量化施策ありの場合

項目	単位	実績値	推計値	
		平成30年度	令和2年度	令和6年度
人口	人	99,228	98,334	97,442
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,028	21,772
生活系ごみ	t/年	18,419	17,530	16,518
事業系ごみ	t/年	5,655	5,498	5,254
1人1日排出量	g/人・日	664.7	641.6	612.2
うち生活系	g/人・日	508.6	488.4	464.5
うち生活系可燃ごみ	g/人・日	333.8	319.3	290.6
うち事業系	g/人・日	156.1	153.2	147.7
うち事業系可燃ごみ	g/人・日	149.4	146.3	140.5
総資源化量	t/年	4,291	4,167	4,400
リサイクル率	%	17.8	18.1	20.2
最終処分量	t/年	2,995	2,819	2,580
最終処分率	%	12.4	12.2	11.9

3 関係者の取組

(1) 市民

市民は、ごみの排出者である一方で、持続可能な循環型の都市づくりの担い手でもあることを自覚し、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めることが求められています。無駄なものは購入せず、環境にやさしい製品を利用し、ごみはきちんと分別して捨てる必要があります。そのためにも、地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育や環境学習に参加したり、環境保全活動等に協力することが期待されています。

また、清潔で快適な生活環境を維持するため、ごみのポイ捨てなどにより環境を汚染しないこと、所有する土地のごみの散乱を防止すること、身近な地域の清掃活動等環境美化活動へ参加することが期待されています。

市民の取組

【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・リサイクルの手間を惜しまない。
- ・ごみは正しく分別（水切り等も含め）してから出すことを徹底する。
- ・資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

【環境美化に向けた取組】

- ・市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

(2) 事業者

事業に伴って生じる廃棄物の排出者であることを自覚し、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物の適正な循環的利用や処分に係る取組への貢献、情報公開など透明性を高める努力が求められています。

また、法令遵守を徹底し、管理する土地や建物を適正に維持管理して清潔に保ち、市民と協力して地域の清掃などの美化活動に積極的に参加することが期待されています。

事業者の取組

【ごみの発生抑制と有効利用の促進】

- ・ごみと資源物は自らの責任で正しく処理し、なるべく出さないように努める。

- ・環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- ・すぐごみになるようなもの、資源化しにくいものは使わない、作らない。
- ・資源化できるものは主体的に回収する。
- ・食品ロスを出さないように配慮する。

【環境美化に向けた取組】

- ・市のごみのポイ捨て、不法投棄対策に協力する。
- ・地域の清掃活動に積極的に参加する。

(3) 行政

環境負荷の少ないライフスタイルを送るための情報提供など、地域の取組のコーディネーターとして、各主体の行動を促し、市民や事業者などと協力して地域の特性に応じた取組を進め、自らも事業者として分別の徹底を図るなど、持続可能な循環型の都市の実現に向け、率先して行動します。

また、3Rの取組を進め、なお残るごみについては、処理体制の充実を図り適正に処理します。

行政の取組

【ごみの発生抑制に向けた普及、啓発】

- ・市広報紙やホームページ、パンフレット、ポスターを活用し、ごみ発生抑制のために情報を提供する。
- ・資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入*の重要性、発生抑制を実現するための工夫等について、普及・啓発を行う。
- ・フリーマーケットやリサイクルショップによる再使用を促進する。

*: 買い物のときに、まず必要かどうかを考えて、必要な時は環境のことを考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを購入すること。

【分別排出、収集の徹底】

- ・ごみの分け方や出し方について、必要な情報をわかりやすく市民・事業者提供に提供する。

【資源化推進のための仕組みづくり】

- ・分別排出・収集の徹底や不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みをつくる。
- ・集団資源回収運動を推進する。

【適正な処理体制の整備、充実】

- ・収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討する。
- ・高齢者等のごみ排出困難者の支援や、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討、また災害廃棄物が発生した際の処理など、地域が抱える課題に対応するための処理体制を構築する。

4 取組の方向性

(1) 発生抑制・再使用計画

ア 生活系ごみの減量化・資源化の推進

(ア) 生ごみの減量化（食品ロス削減（食品の使い切り、食べ切り）、生ごみの水切り）

市民は、買い物に行く前には冷蔵庫の中身を確認し、必要な食材を必要な量だけ購入します。生ごみを出す際には、絞るなどして水分をよく切ってから捨てるようにします。

市では、市広報紙やホームページへの掲載に加え、イベント等を利用した普及啓発を図ります。

市民	・ 3 切り (使い切り、食べ切り、水切り) の実践
市	・ 市広報紙やホームページ、イベント等を利用した普及啓発

(イ) マイバッグ持参運動の推進

市内の多くのスーパー等では、すでに店頭で「買い物用バッグ」の販売や「マイバッグ」持参者に対する様々なサービスが実施されています。継続してマイバッグ運動（買物袋の持参運動）に積極的に取り組みます。

市では、マイバッグ運動をさらに広めるため、市広報紙やイベントを通じたPRによる支援を行います。

市民	・ 買い物の際のマイバッグ持参
事業者	・ マイバッグ持参者に対する様々なサービスの実施
市	・ 市広報紙やイベントを通じたPRやマイバッグ持参運動の支援

(ウ) 過剰包装の辞退

市民は買い物の際に過剰包装や不要な包装は断り、事業者は包装が過剰にならないように留意します。市では、市内の小売店舗等に簡易包装への協力を求めます。

市民	・ 過剰包装を断る
事業者	・ 過剰包装を行わない
市	・ 簡易包装の推進

(エ) 生活系ごみの処理費用徴収の検討

生活系ごみの処理費用を徴収することは、費用負担を軽減しようとする動機付けにつながり、ごみ減量意識の高揚が期待できます。また、ごみ排出量の多い市民と少ない市民との負担を是正し、公平化を図ることが期待できるため、ごみ処理費用の徴収について検討します。

市	・生活系ごみの処理費用徴収の検討
---	------------------

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

(ア) 食品ロス対策の実施

市民は自分自身の食事の適正量を知り、食べ切れる量を注文します。宴会等では、乾杯後の30分とお開き前の10分は食事を楽しむ(30・10運動)ようにします。食べ残しがどうしてもでてしまうことがあるので、飲食店では、食べ残しを持ち帰る容器を用意します。

食品企業では、製造工程や輸送工程でのロス削減に努め、流通できなくなった規格外品は福祉施設等へ無料で寄付を行うなど、様々な減量化・資源化に取り組み、飲食店等では、生ごみを廃棄する前に水分をよく切ります。

市では、飲食店に対して、30・10運動や食品ロス削減をPRするチラシの配布やポスターの掲示の依頼や生ごみの水切りの啓発を行うほか、イベントや集客施設でのPR活動を実施します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店における食べ切りの実践 ・フードドライブ^{注1)}への寄付
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しを持ち帰るバッグや箱の導入 ・製造工程や輸送工程でのロス削減 ・生ごみを廃棄する際の水切り ・フードバンク^{注2)}への寄付
市	<ul style="list-style-type: none"> ・30・10運動の推進 ・飲食店に対して、食品ロス削減をPRするチラシやポスターの掲示依頼 ・飲食店に対する生ごみの水切り啓発 ・食品ロス削減について、イベントや集客施設でのPR活動 ・フードドライブの窓口についての情報提供

注1) 家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらを福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

注2) 食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で寄付する団体。

(イ) 事業系ごみ袋（処理手数料）の値上げの検討

事業系一般廃棄物、特に可燃ごみの削減が進まないため、排出量を抑制し、処理費用を抑えるために、事業系ごみ袋の値上げを検討します。

市	・ 事業系ごみ袋の値上げの検討
---	-----------------

(ウ) 廃棄物減量化計画の作成

「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者は、「廃棄物処理申請書」を提出する必要がある、申請書の提出を徹底します。

また、一定規模以上の排出事業者については、廃棄物減量化計画の作成を依頼し、減量化を推進します。

事業者	・ 廃棄物処理申請書の提出 ・ 廃棄物減量化計画の作成協力
市	・ 一定規模以上の事業者に対する廃棄物減量化計画の作成依頼

(エ) 指定袋の窓口販売時における指導強化

窓口販売での減量化指導の強化と大量排出事業者に対する直接指導を実施します。年間の販売枚数の限度を事業者別に目標設定し、協力を強く要請します。

市	・ 窓口販売での減量化指導の強化 ・ 多量の一般廃棄物を排出する事業者への直接指導
---	--

(オ) 事業系ごみの実態把握と実地検査の強化

事業系ごみの排出状況を把握するため、実地検査等の調査回数を増やします。再三指導を受ける悪質なケースには受入制限等の方策を検討します。

市	・ ごみ処理施設におけるごみ袋開封調査や、事業所を直接訪問してのごみ内容調査の拡充
---	---

(2) 再使用（リユース）の推進

ア リユース情報の共有

市民や事業者が日常の活動において再生品を積極的に活用できるように、リユースの大切さを啓発する情報や、市内のリサイクルショップ、古書店、古着

屋などの再使用ルートに関する情報の提供に加え、インターネット上でフリーマーケットのように、個人間による物品の売買を行えるスマートフォン用のアプリ（フリマアプリ）の利用に関する情報の提供などを行っていきます。

市	・リサイクルショップやフリマアプリ等に関する情報の提供
---	-----------------------------

イ 再生品の積極利用の推進

廃棄物のリサイクル等により製造された再生品について、市民の関心を高め、利用を促進するため、リサイクルイベントを市民、事業者との協働により開催します。

市民	・協働によるリサイクルイベントの実施
事業者	・協働によるリサイクルイベントの実施
市	・市民・事業者との協働によるリサイクルイベント実施

(3) 再生利用（リサイクル）の推進

ア 区・学校等による資源回収の推進

区や学校等による資源物の回収については、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識の育成など環境学習の目的もあることから、促進を図ります。

市民	・区、学校等による資源回収の実施
事業者	・区、学校等による資源回収の支援
市	・積極的に資源物を回収してもらえるように、資源の大切さ、環境美化及び環境保全に対する意識を高める啓発

イ 市収集以外の資源物排出量の把握

民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物の回収により、リサイクルが進んでいますが、その量的な把握ができていません。実態を正しく把握し、その活動を支援、連携するなどリサイクル活動の実効性を高めます。

市	・店頭回収や拠点回収による資源回収量の把握(今後の廃棄物施策の策定等への活用)
---	---

ウ 分別収集・リサイクルの推進

(ア) 雑がみの分別の推進

市民と事業者は、リサイクル可能な紙類は可燃ごみではなく、分別してリサイクルします。

市は、紙袋を配布して雑がみのリサイクルの啓発を図り、雑がみを簡単に分別して排出するためのルールを検討します。事業者に対して、可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等を行います。

市民	・リサイクル可能な紙類の分別
事業者	・リサイクル可能な紙類の分別
市	・紙ごみの再生利用の促進 ・雑がみ分別啓発用紙袋の配布 ・雑がみを簡単に分別して排出するためのルール作り ・事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの資源化徹底の依頼、訪問調査、指導等

(イ) ごみ分別アプリの導入

生活系ごみの減量化を推進するため、「ごみ分別アプリ」（市民が地区のごみの収集日やごみの分別方法、ごみに関する情報などを検索することができるスマートフォン向けのアプリケーション）の導入について検討します。

市	・ごみ分別アプリの導入の検討
---	----------------

(ウ) ごみ分別冊子の作成・配布

「ごみ分別アプリ」の導入に加えて、アプリの活用が難しいといった市民に向け、現行のQRコードから取得する「家庭系ごみ分別五十音表」を改訂した「ごみ分別冊子」の作成・配布について検討します。

市	・ごみ分別冊子の作成・配布の検討
---	------------------

(エ) 生ごみの減量化・堆肥化の推進

臼田地区での生ごみの分別収集と、佐久市堆肥製産センターでの堆肥化を継続していくほか、さらなる資源化施策の拡充について検討します。

また、家庭から発生する生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進します。

市	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別収集(臼田地区)と佐久市堆肥製産センターにおける堆肥化 ・生ごみ資源化施策拡充の検討 ・生ごみ処理機等の購入補助 ・生ごみ処理機等の広報及び啓発イベントの実施
---	---

(オ) 給食施設の生ごみ処理の調査検討

学校給食センター、保育園等の給食施設から排出される生ごみを減量するため、堆肥化等の具体的な減量方法について、調査検討します。

市	・給食センター等の生ごみの資源化の検討
---	---------------------

(カ) 剪定枝の有効活用

剪定枝を砕いてチップ化するチップパー（破砕機）の貸し出しについて検討します。粉碎した剪定枝は庭などに敷き詰めることにより、雑草の抑止や土の乾燥予防などの効果が期待できます。

市民	・粉碎した剪定枝の庭への敷き込み(防草対策)
市	・チップパーの貸し出しの検討

(キ) 事業系古紙の回収促進

事業者は、オフィス等で発生する古紙の資源化を図ります。市では、市内の古紙受入業者を活用し、資源化を図るよう要請します。

事業者	・オフィスで発生する古紙の資源化
市	・市内の受入業者を活用して資源化するよう要請

(ク) 事業系ごみの処理に関するマニュアルの作成

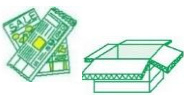



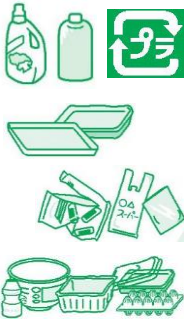
事業系ごみの処理に関するマニュアル（分別表）を作成し、マニュアルに基づいて、適正排出の徹底を図ります。

市	・事業系ごみの処理に関するマニュアル(分別表)の作成
---	----------------------------

資源物のリサイクル

回収された資源物は様々なリサイクル製品に生まれ変わります。以下の表に資源物のリサイクル例を示します。

表 26 資源物のリサイクル例

資源物 分別区分	項目	リサイクル製品
【資源A】 古紙類 	新聞紙	新聞紙、コピー用紙
	段ボール	段ボール
	古本・雑誌・雑がみ 折り込み広告	菓子箱、洗剤の箱、ボード(熱圧成型材、内外装用壁材)、セルローズファイバー(断熱材)、パルプモールド(緩衝材)、固形燃料
【資源B】 缶・布・紙パック類 	スチール	スチール缶、自動車、家電、建築資材 多様な鉄鋼製品
	アルミ	アルミ缶、アルミ製品
	紙パック	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
	古布・古着類	工業用ウエス
【資源C】 ペットボトル 	ペットボトル	ペットボトル、食品用トレイ、フロアマット、ワーキングウェア、洗剤ボトル、食品用パウチ
【資源D】 雑びん 	無色透明のびん	⇒ ガラスびん、グラスウール(断熱材)、路床、路盤、土壌改良用骨材
	茶色のびん	
	その他の色のびん	
【資源E】 容器包装プラスチック 	ボトル類	再生樹脂、パレット(物流資材)、土木建築用資材、園芸農業用資材(プランター等)、ごみ袋、水切りコーナー用ポリ袋、化学原料
	キャップ・ボトル付属品類	
	ポリ包装袋・ラベル	
	カップ・パック類	
	発泡スチロール	
	野菜、果物等のネット類 薬の容器、包装	

(4) 環境美化活動の推進

ア ポイ捨て、不法投棄の防止

「佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」に基づき、ポイ捨てや不法投棄をはじめ、犬の糞の放置、落書きなどを規制するため、計画的な監視体制を整え、地域の一層の環境美化を図ります。

市職員ならびに環境美化巡視員によるパトロールや、市内自治会、佐久市衛生委員会の協力により、不法投棄の未然防止・早期発見に努め、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携して厳正に対処します。

市民	・環境美化巡視員によるパトロールの実施
市	・パトロールの実施 ・県や警察との連携 ・佐久市衛生委員会との連携による不法投棄防止啓発活動の実施 ・自治会を通しての不法投棄防止看板の配布

イ 地域の清掃活動への参加

本市では、環境月間の6月第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。この活動以外にも、市内全域で地域のごみ片付けをして環境美化に取り組みます。

市民	・一斉清掃等など地域の環境美化活動への参加
事業者	・一斉清掃等など地域の環境美化活動への参加
市	・一斉清掃等など地域の環境美化活動の推進

(5) 適正処理・処分計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 収集運搬体制

本市の収集運搬業務は、委託業者、許可業者により行われており、この収集運搬体制を維持し、安全性の確保、衛生面の向上を図ります。

委託業者及び許可業者に対し、エコ運転など環境にやさしい収集運搬作業を行っていきよう促していきます。

令和2年12月の新クリーンセンター本格稼働に伴い、佐久クリーンセンターは可燃ごみの受入が終了します。また、川西清掃センターでの佐久市分の受入は平成31年3月で終了しています。

これらに伴い、ごみ搬入ルートの変更が必要となるため、収集運搬ルートや収集運搬体制の見直しを進めます。

(イ) 排出量に応じた収集運搬回数等の検討

ごみや資源物の排出量の変化に応じ、適正な収集回数を検討します。また、各区の区長からの要望や利用戸数に応じて、ごみステーションの適正化を図ります。

(ウ) ごみステーションの維持管理

区長及び衛生委員会を中心に、ごみステーションの適正な管理を図り、地域コミュニティ全体でのごみの分別徹底を推進します。また、ごみの収集に際して、不適正な排出には警告シールを貼る等により分別排出の徹底を図ります。

最近では生活スタイルの多様化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、排出違反などのトラブルが発生しています。このため、区等に対して引き続き維持管理に関する協力をお願いするほか、他地区での取組事例の紹介、また、ごみ出しパンフレットやごみ排出に関する出前講座等により啓発を行います。

イ 中間処理計画

(ア) 適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理するために、中間処理施設は適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めます。

(イ) 中間処理施設による資源化

生ごみの資源化は、堆肥化やバイオガス化などの方法があり、本市でも佐久市堆肥製産センターで堆肥化を行っています。

分別から収集運搬、堆肥化、堆肥の農業利用までのプロセスが、安定的に確立している臼田地区については、佐久市堆肥製産センターによる堆肥化を継続し、その他さらなる資源化施策も検討します。また、家庭での堆肥化を促進するため、生ごみ処理機等の購入に対する補助を継続することによって、生ごみの資源化を推進します。

佐久市うな沢第2最終処分場の容器包装リサイクル施設では、容器包装プラスチックの選別を行っています。今後も継続して選別を行い、資源化の推進を図ります。

(ウ) 中間処理施設の整備計画

佐久クリーンセンターは、新クリーンセンター稼働開始まで、処理を行う必要があることから、一部事務組合と連携し処理能力等の機能の維持を図ります。

新クリーンセンターは、最新の焼却技術及び環境対策技術を導入し、安全、安定かつ安心な施設として整備を進めます。

現在、本市では不燃ごみはすべて埋立処分としていますが、破碎等の前処理を行うことにより、埋立処分量、つまり最終処分量が削減できます。さらに、埋立処分から焼却処分にかわることにより、サーマルリサイクル*にもつなげられることから、破碎選別処理施設の整備について検討します。

*：ごみを焼却する際に発生するエネルギーを回収し、利用すること。

ウ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の適正管理と残余容量の確保

埋立完了までの搬入管理、維持管理など施設の適正管理を継続するとともに、残余容量の確保に努めます。

埋立完了後は、最終覆土の施工や施設の適正管理を実施していきます。

水処理施設については、最終処分場の廃止まで適正に維持管理していきます。

(イ) 最終処分の将来計画

既存最終処分場の残余容量の推移と廃棄物処理技術の動向を踏まえ、最終処分の将来計画について調査研究を進めます。

5 その他検討すべき事項

(1) ごみ処理施設の今後のあり方

ごみ処理施設については、適正な運転管理と定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。また、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築につなげられるよう、温室効果ガスの発生抑制やエネルギー消費の低減、資源の有効利用等を図ります。

(2) ごみ処理の広域連携

「佐久市・北佐久郡環境施設組合」の組織市町である、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町に、南佐久郡の2町4村を加えた10市町村で連携し、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を構築します。

(3) 環境教育、普及啓発の充実

市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的に取組を進めていくよう、リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介します。

資源循環問題等、環境問題に関心が低い人に対しても、関心を高めていくための方策を検討し、市民の環境意識の向上を図ります。

子どもたちは小学4年生の社会科で廃棄物処理施設の見学などを通じて、廃棄物の処理と自分たちの生活との関わりについて学習しています。また、市内小学校の4年

生全員を「わが家のエコ課長」に委嘱し、食べ残しの削減等の環境教育も行っています。今後も環境教育を継続し、子どもたちが身近な家庭でのごみの分別や食べ残しの削減等に関心を持ち続け、家族や地区の環境意識向上につなげる環境保全の担い手になれるような環境教育を推進していきます。

(4) ごみステーションに出せないごみ等への対応

指定袋に入らない大型のごみや資源物(埋立ごみはうな沢2最終処分場へ直接搬入可能)は、民間の一般廃棄物処理業者等に処理をお願いし、適正な処理処分を行っています。

今後も、市民、事業者に対して、これらの適正な処理処分が継続されるよう、市のホームページや市広報紙などで普及啓発します。

エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコンなど、家電リサイクル法や資源有効利用促進法などの個別リサイクル法による各業界の自主回収、再資源化の取組についても、市民、事業者にPRし促進します。

なお、ゴルフバッグ、大型プラスチックごみ等の指定袋に入らない埋立ごみや小型家電については、うな沢第2最終処分場に直接搬入することが可能ですので、これらの処理処分の方法についても市のホームページや市広報紙などで普及啓発します。

ふとんについては、現在、埋立ごみとして扱っていますが、最終処分量の削減のためにも、焼却処理等の検討を進めます。

(5) 排出困難世帯への対応

高齢や障がい等によりごみの排出が困難な世帯が増加することが予測されます。高齢者等の見守りやごみ出しなどの地域での支援を推進しつつ、一方で福祉部局等と協議を進め、現行の「佐久市家庭ごみ収集支援事業」の利用状況の検証、また委託業者等によるごみ出しや、ごみ出しを支援する地域団体への支援金の交付など、他自治体の取組事例を参考に、今後の支援体制を検討します。

(6) 市外からの転入者・移住者などへの対応

平成17年4月の市町村合併による新「佐久市」の誕生から今日までの取組を経て、ごみの分別方法は、市民へ定着が図られてきていると考えられますが、市外からの転入者や移住者の皆さんなどから、分別が困難といった意見があります。ごみの種類も多様化する中で、1枚ものの分別表で全ての品目を網羅することは困難であるため、「ごみ分別アプリ」や「ごみ分別冊子」のように、その場で、一目で分別方法が理解できる媒体の提供を検討し、ごみの適正な分別、さらには減量化を推進します。

(7) 高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策

介護が必要な高齢者の増加により、紙おむつの排出量の増加が見込まれます。引き続き、汚物を取り除いてから紙おむつを廃棄するように周知するほか、メーカー等による実証試験が行われている紙おむつのリサイクルについて、今後の技術動向を注視していきます。

(8) 災害廃棄物の適正処理

令和元年台風第19号災害でも経験したように、地震や台風等の大規模災害の発生時には、多量の災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努めます。

また、災害廃棄物を選別・保管できる仮置場の想定箇所及び計画的な処理方法について検討します。

6 計画の推進

(1) 計画の周知

本計画が、市民、事業者、行政の共通の目標・指針として浸透するようパンフレット等の作成・配布を行うとともに、出前講座などを通じて周知・啓発に努めます。また、市広報紙や市のホームページなどを積極的に利用し、計画の周知を図ります。

(2) 計画の進捗及び成果の点検・評価

個別事業が計画通りに進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているのかについても点検・評価を行い、施策の改善につなげ、第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定時の資料とします。

(3) 計画の見直し

社会経済情勢や廃棄物の量や質等の変化に的確に対応した佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の運用を図るため、上記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行います。

(4) 個別施策の実行に向けたスケジュール

本計画に基づき、取り組んでいく個別施策については、今後、具体的な検討を行っていく中で、実行に向けたスケジュールを策定します。

7 計画の構成

1 基本理念

市民、事業者、行政が協力して持続可能な
ごみ減量化・資源化対策の実現を目指す
～私たち一人ひとりのこころがけと行動で創り上げる快適環境の創出～

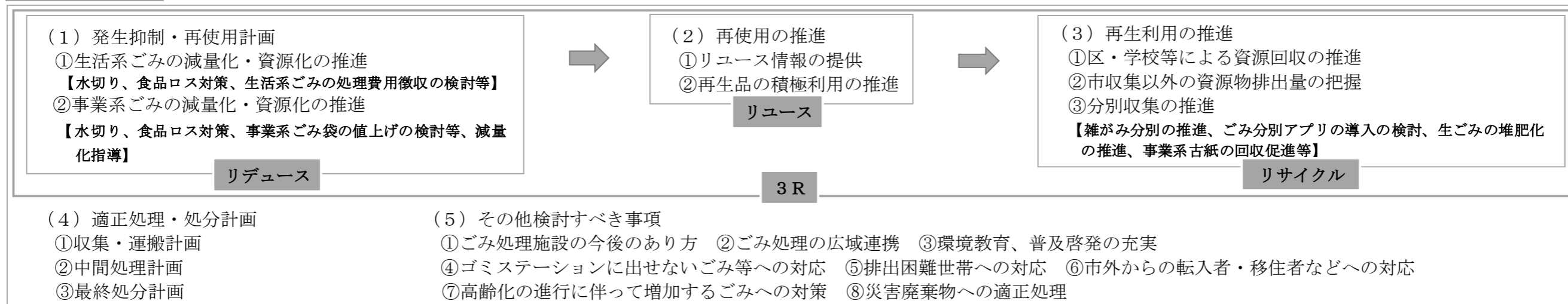
2 目指す将来像

循環型社会の実現
～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～

3 本市が抱える主な課題

	主な課題
ごみの減量化 資源化	・ 1人1日排出量は減少傾向にあり、減量化は進んでいるものの、生活系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	・ 雑がみなど、リサイクル可能なものが可燃ごみに含まれていることから、分別を徹底し、資源化可能なものについては、資源物にまわすことが必要です。
	・ 手つかずの食品や食べ残しが含まれていたり、水切りが不十分であるため、削減につながる取組が必要です。
	・ 比較的硬いプラスチックであっても、プラマークの表示のあるものについては、資源物として収集を行っていますが、不燃ごみへの混入が見受けられるため、さらなる周知が必要です。
	・ 事業系可燃ごみの排出量は削減が進んでいないことから、減量化対策が必要です。
	・ 事業系可燃ごみには、売れ残りや食べ残しといった食品ロス、水切りが不十分な食品廃棄物やリサイクル可能な紙ごみが含まれており、排出抑制や分別方法についてのさらなる啓発が必要です。
その他	・ おむつなど、高齢化の進行に伴って増加するごみへの対策の検討が必要です。
	・ リサイクル率が低下しています。民間事業者による回収ボックスやスーパー等の店頭回収、学校等の資源物回収などでも資源物が集められているため、資源物の排出量が減少していると考えられ、量的な把握が必要です。
	・ ごみ出しや適正な分別が困難な高齢者世帯などが増加することが予測されるため、対策の検討が必要です。
	・ 各地で地震や水害が頻繁に発生しているため、自然災害で発生した廃棄物を適正に処理するための検討が必要です。
	・ うな沢第2最終処分場の残容量から、埋め立て完了まで約10年と推計されており、最終処分の将来計画等について調査研究を進めることが必要です。

6 取組の方向性



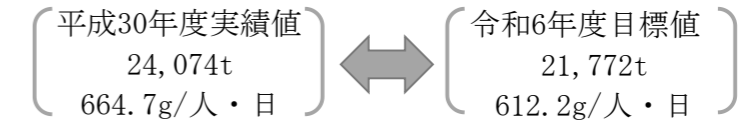
4 計画目標（目標値）

キーワードは・・・

「当たり前を見直そう！」

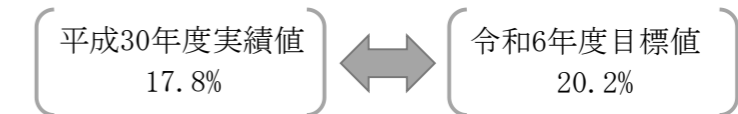
リサイクルを中心とした取組から
一歩進んで、発生抑制及び再使用を
基本とした取組への転換が必要です。
日常生活の中で当たり前となっ
ている行動を見直すことが一つの鍵
となります。

【1】減量化目標（総排出量、1人1日排出量）



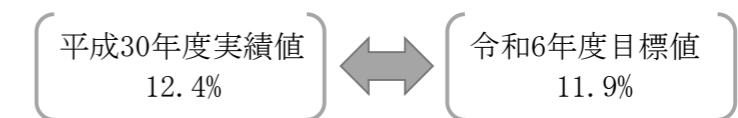
生活系 508.6 → 464.5 g/人・日 (▲44.1g)
事業系 156.1 → 147.7 g/人・日 (▲8.4g)

【2】資源化目標（リサイクル率）



リサイクル率：総資源化量÷ごみの総排出量

【3】最終処分量の削減目標（最終処分率）



最終処分率：最終処分量÷ごみの総排出量

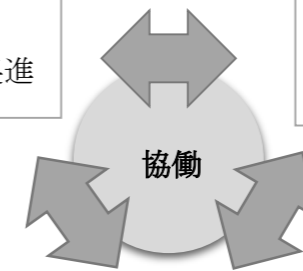
5 関係者の取組

(1) 市民

①ごみの発生抑制と有効利用の促進

(2) 事業者

①ごみの発生抑制と有効利用の促進
②環境美化に向けた取組



(3) 行政

①ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ③資源化推進のための仕組みづくり
②分別排出、収集の徹底 ④適正な処理体制の整備、充実

資料編

1 推計式による人口及びごみ量予測

表-1 生活系・収集・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		329.1	325.6	327.8	323.1	328.3						
一次傾向線式							327.9	327.5	327.1	326.6	326.2	325.8
二次曲線式							331.6	336.5	342.8	350.6	359.9	370.7
対数式							328.0	327.8	327.6	327.4	327.3	327.1
一次指数曲線式							327.9	327.5	327.1	326.6	326.2	325.8
ロジスティック曲線式							328.3	328.4	328.4	328.4	328.5	328.5

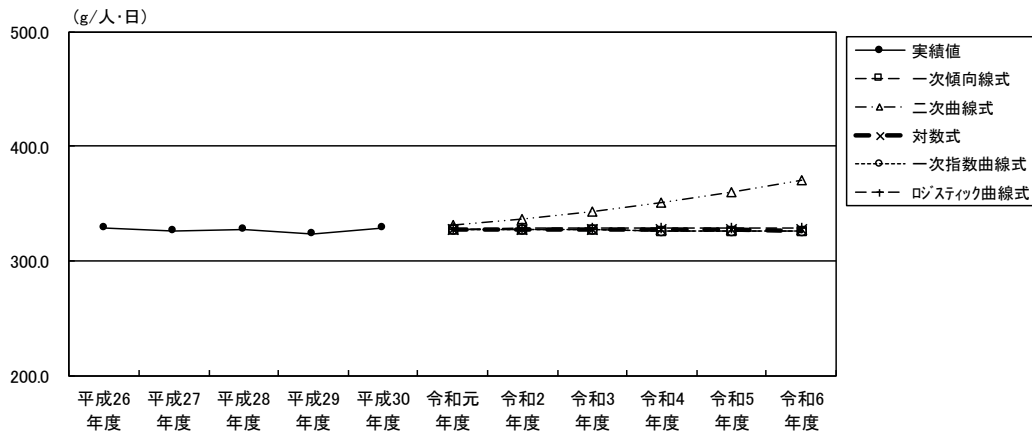


図-1 生活系・収集・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-2 生活系・収集・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		53.4	52.8	44.7	40.4	39.8						
一次傾向線式							35.8	31.9	27.9	24.0	20.0	16.1
二次曲線式							37.2	35.1	33.6	32.6	32.1	32.2
対数式							38.0	36.5	35.3	34.1	33.1	32.2
一次指数曲線式							36.7	33.8	31.1	28.7	26.4	24.3
ロジスティック曲線式							36.3	33.0	29.9	27.1	24.5	22.1

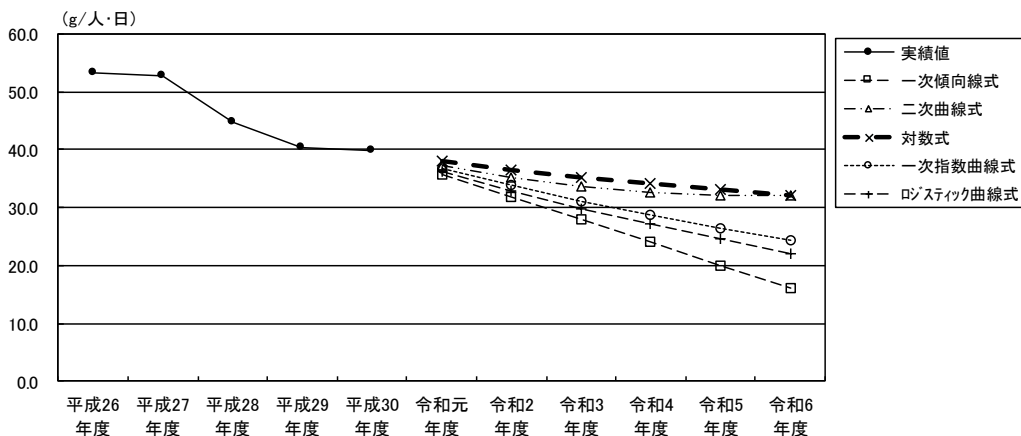


図-2 生活系・収集・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-3 生活系・収集・資源物 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		140.2	143.1	134.5	131.1	127.5						
一次傾向線式							123.7	120.0	116.2	112.5	108.7	105.0
二次曲線式							120.9	113.3	104.6	94.7	83.8	71.7
対数式							126.0	124.6	123.5	122.5	121.6	120.8
一次指数曲線式							124.0	120.6	117.3	114.1	111.0	107.9
ロジスティック曲線式							123.8	120.2	116.6	113.2	109.8	106.5

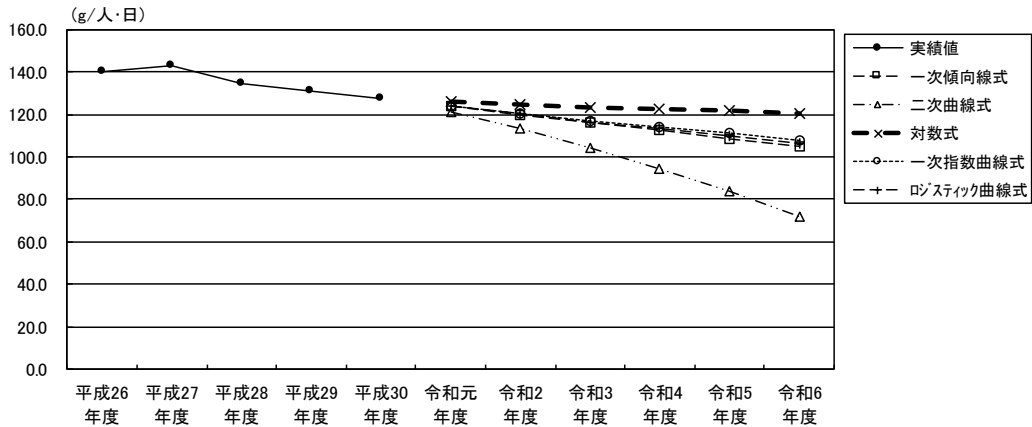


図-3 生活系・収集・資源物 将来1人1日あたり排出量の推計

表-4 生活系・直接搬入・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		5.5	8.7	8.2	8.8	5.5						
一次傾向線式							5.5	5.5	5.5	5.6	5.6	5.6
二次曲線式							1.3	-4.6	-12.2	-21.4	-32.4	-45.0
対数式							5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
一次指数曲線式							5.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.7
ロジスティック曲線式							—	—	—	—	—	—

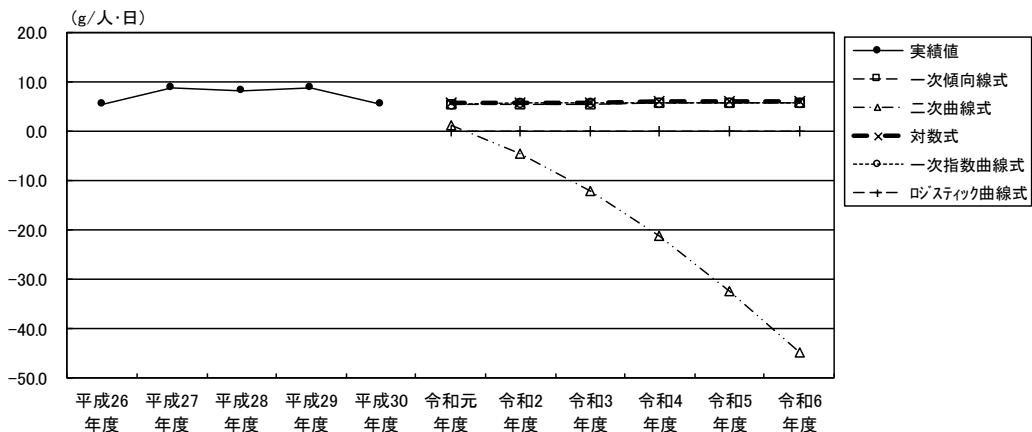


図-4 生活系・直接搬入・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-5 生活系・直接搬入・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		5.3	5.9	9.2	7.4	7.5						
一次傾向線式							8.1	8.7	9.3	9.9	10.5	11.1
二次曲線式							5.9	3.4	0.1	-4.1	-9.2	-15.1
対数式							7.8	8.0	8.3	8.5	8.6	8.8
一次指数曲線式							8.3	9.2	10.2	11.3	12.4	13.7
ロジスティック曲線式							—	—	—	—	—	—

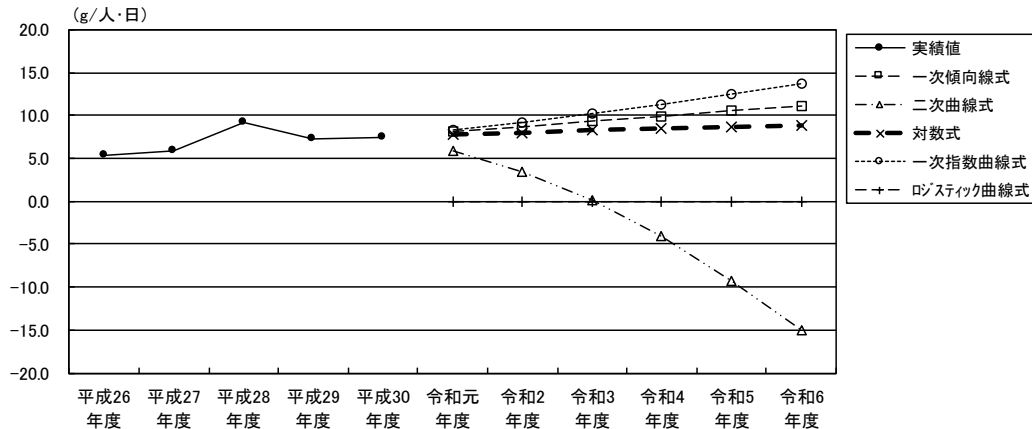


図-5 生活系・直接搬入・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-6 事業系・収集・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		139.3	136.6	137.9	138.8	139.2						
一次傾向線式							139.4	139.6	139.7	139.9	140.1	140.3
二次曲線式							141.4	144.4	148.3	152.9	158.4	164.7
対数式							139.2	139.2	139.2	139.2	139.3	139.3
一次指数曲線式							139.4	139.6	139.7	139.9	140.1	140.3
ロジスティック曲線式							139.4	139.5	139.7	139.9	140.0	140.2

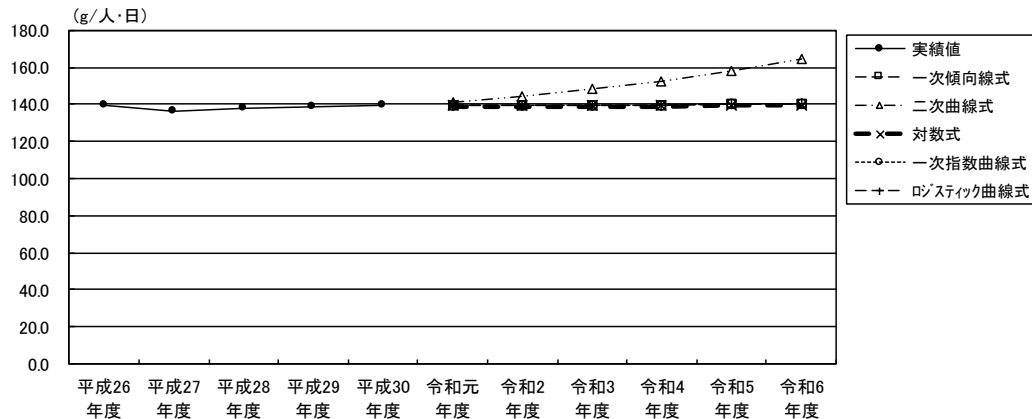


図-6 事業系・収集・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-7 事業系・収集・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		0.7	0.5	0.2	0.2	0.2						
一次傾向線式							0.0	-0.1	-0.2	-0.3	-0.4	-0.5
二次曲線式							0.4	0.6	0.9	1.2	1.7	2.3
対数式							0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
一次指数曲線式							0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
ロジスティック曲線式							—	—	—	—	—	—

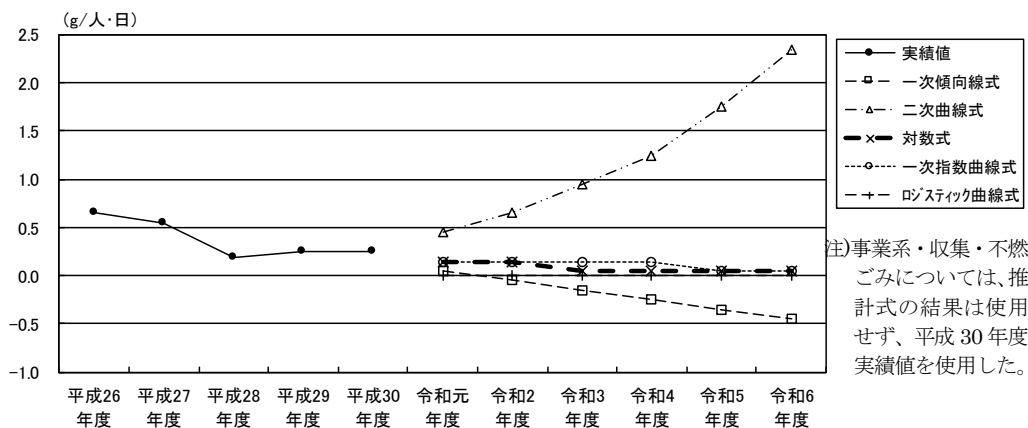


図-7 事業系・収集・不燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-8 事業系・直接搬入・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		11.4	11.5	10.4	10.4	10.2						
一次傾向線式							9.9	9.5	9.2	8.8	8.5	8.1
二次曲線式							10.1	10.1	10.1	10.3	10.6	10.9
対数式							10.1	9.9	9.8	9.7	9.6	9.6
一次指数曲線式							9.9	9.6	9.3	9.0	8.7	8.5
ロジスティック曲線式							9.8	9.4	9.0	8.7	8.3	8.0

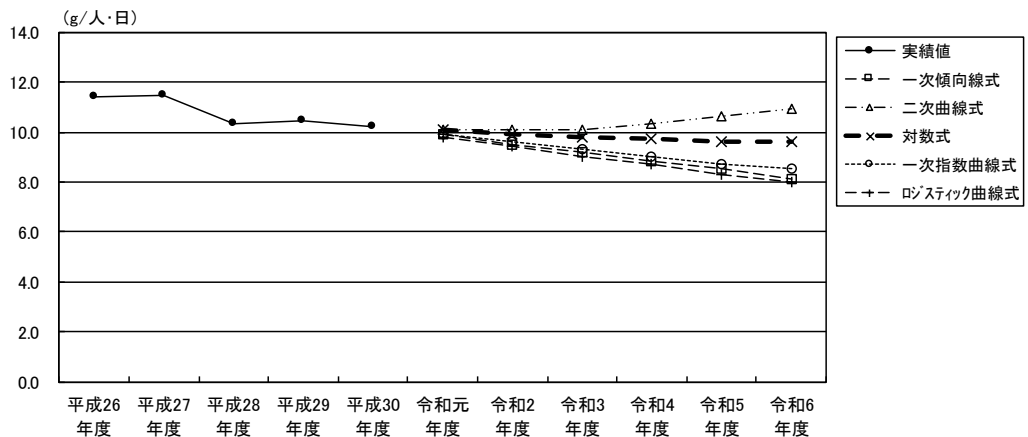


図-8 事業系・直接搬入・可燃ごみ 将来1人1日あたり排出量の推計

表-9 事業系・直接搬入・資源物 将来1人1日あたり排出量の推計

単位:g/人・日

項目	年度	実績					推計値					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値		5.3	6.7	6.2	6.5	6.5						
一次傾向線式							6.7	6.9	7.1	7.4	7.6	7.8
二次曲線式							6.0	5.2	4.1	2.7	1.1	-0.9
対数式							6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	7.0
一次指数曲線式							6.8	7.0	7.3	7.6	7.9	8.2
ロジスティック曲線式							—	—	—	—	—	—

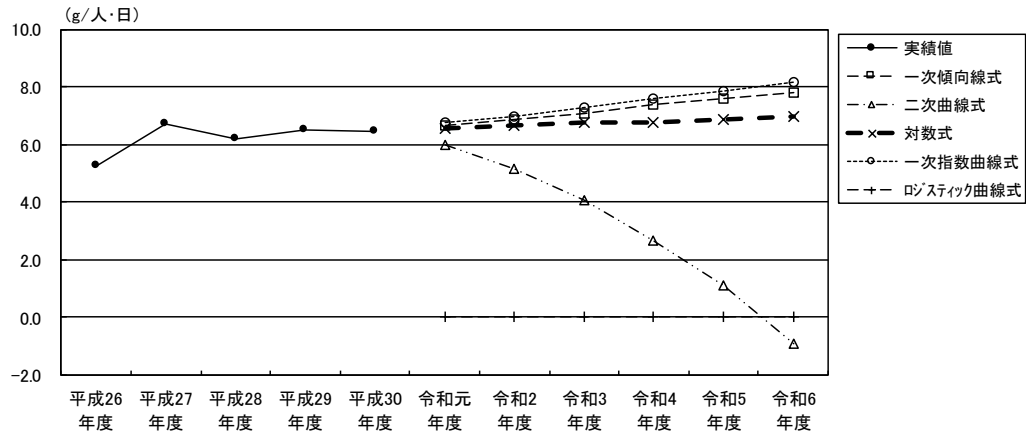


図-9 事業系・直接搬入・資源物 将来1人1日あたり排出量の推計

2 ごみ排出量・処理量の予測

表-10 人口及びごみ排出量の将来推計(単純推計)

項目	単位	実績値	推計値						備考
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
人口	人	99,228	98,542	98,334	98,111	97,888	97,665	97,442	佐久市人口ビジョン
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	508.6	505.4	502.6	500.5	498.4	496.6	494.9	
収集ごみ	g/人・日	495.6	492.0	488.9	486.4	484.0	482.0	480.1	
可燃ごみ	g/人・日	328.3	328.0	327.8	327.6	327.4	327.3	327.1	対数式
不燃ごみ	g/人・日	39.8	38.0	36.5	35.3	34.1	33.1	32.2	対数式
資源物	g/人・日	127.5	126.0	124.6	123.5	122.5	121.6	120.8	対数式
直接搬入ごみ	g/人・日	13.0	13.4	13.7	14.1	14.4	14.6	14.8	
可燃ごみ	g/人・日	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0	対数式
不燃ごみ	g/人・日	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.6	8.8	対数式
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	156.1	156.1	156.0	156.0	155.9	156.0	156.1	
収集ごみ	g/人・日	139.4	139.4	139.4	139.4	139.4	139.5	139.5	
可燃ごみ	g/人・日	139.2	139.2	139.2	139.2	139.2	139.3	139.3	対数式
不燃ごみ	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	平成30年度実績値
直接搬入ごみ	g/人・日	16.7	16.7	16.6	16.6	16.5	16.5	16.6	
可燃ごみ	g/人・日	10.2	10.1	9.9	9.8	9.7	9.6	9.6	対数式
資源物	g/人・日	6.5	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	7.0	対数式
生活系ごみ排出量	t/年	18,419	18,228	18,039	17,924	17,808	17,750	17,601	
収集ごみ	t/年	17,947	17,745	17,547	17,419	17,293	17,229	17,075	
可燃ごみ	t/年	11,889	11,830	11,765	11,732	11,698	11,699	11,634	
不燃ごみ	t/年	1,441	1,371	1,310	1,264	1,218	1,183	1,145	
資源物	t/年	4,617	4,544	4,472	4,423	4,377	4,347	4,296	
直接搬入ごみ	t/年	472	483	492	505	515	521	526	
可燃ごみ	t/年	200	202	205	208	211	214	213	
不燃ごみ	t/年	272	281	287	297	304	307	313	
事業系ごみ排出量	t/年	5,655	5,629	5,598	5,587	5,570	5,576	5,551	
収集ごみ	t/年	5,050	5,027	5,003	4,992	4,980	4,986	4,961	
可燃ごみ	t/年	5,041	5,020	4,996	4,985	4,973	4,979	4,954	
不燃ごみ	t/年	9	7	7	7	7	7	7	
直接搬入ごみ	t/年	605	602	595	595	590	590	590	
可燃ごみ	t/年	370	364	355	351	347	343	341	
資源物	t/年	235	238	240	244	243	247	249	
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,857	23,637	23,511	23,378	23,326	23,152	
総ごみ排出原単位	g/人・日	664.7	661.5	658.6	656.5	654.3	652.6	651.0	
生活系ごみ排出原単位(資源を除く)	g/人・日	381.1	379.4	378.0	377.0	375.9	375.0	374.1	

表一11 処理量及び資源化量の将来推計(単純推計)

項目	単位	実績値	推計値						備考
			令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
			平成 30年度	元年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
中間処理量	t	19,454	19,342	19,218	19,152	19,088	19,085	18,972	
中間処理量(焼却施設)	t	17,500	17,416	17,321	17,274	17,228	17,236	17,142	
直接焼却量	t	17,500	17,416	17,321	17,274	17,228	17,236	17,142	可燃ごみ
可燃残渣	t	0	0	0	0	0	0	0	
中間処理量(ごみ堆肥化)	t	711	701	690	683	677	673	666	資源物の14.65%
中間処理量(その他資源化)	t	1,243	1,225	1,207	1,195	1,183	1,176	1,164	資源物の25.62%
中間処理による減量化量	t	16,875	16,789	16,691	16,640	16,593	16,596	16,502	
総資源化量	t	4,291	4,229	4,166	4,126	4,085	4,061	4,020	
直接資源化量	t	2,985	2,942	2,898	2,870	2,842	2,825	2,796	資源物の61.52%
中間処理後再生利用量	t	1,306	1,287	1,268	1,256	1,243	1,236	1,224	資源物の26.92%
リサイクル率	%	17.8	17.7	17.6	17.6	17.5	17.4	17.4	
最終処分量	t	2,995	2,925	2,863	2,825	2,781	2,751	2,711	
直接最終処分量	t	1,722	1,659	1,604	1,569	1,529	1,498	1,465	不燃ごみ
中間処理後最終処分量	t	1,273	1,266	1,259	1,256	1,252	1,253	1,246	
焼却残渣	t	1,273	1,266	1,259	1,256	1,252	1,253	1,246	中間処理量(焼却施設)の7.27%

表-12 人口及びごみ排出量の将来推計(減量化施策あり)

項目	単位	実績値	推計値						備考
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
人口	人	99,228	98,542	98,334	98,111	97,888	97,665	97,442	佐久市人口ビジョン
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	508.6	500.4	492.5	485.4	478.2	471.3	464.5	
収集ごみ	g/人・日	495.6	487.0	478.8	471.3	463.8	456.7	449.7	
可燃ごみ	g/人・日	328.3	320.9	313.6	306.3	299.0	291.8	284.6	対数式、13%削減
不燃ごみ	g/人・日	39.8	38.0	36.5	35.3	34.1	33.1	32.2	対数式
資源物	g/人・日	127.5	128.1	128.8	129.7	130.7	131.7	132.9	対数式、10%増加
直接搬入ごみ	g/人・日	13.0	13.4	13.7	14.1	14.4	14.6	14.8	
可燃ごみ	g/人・日	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0	対数式
不燃ごみ	g/人・日	7.5	7.8	8.0	8.3	8.5	8.6	8.8	対数式
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	156.1	154.7	153.2	151.8	150.3	149.0	147.7	
収集ごみ	g/人・日	139.4	138.0	136.6	135.2	133.8	132.5	131.1	
可燃ごみ	g/人・日	139.2	137.8	136.4	135.0	133.6	132.3	130.9	対数式、6%削減
不燃ごみ	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	平成30年度実績値
直接搬入ごみ	g/人・日	16.7	16.7	16.6	16.6	16.5	16.5	16.6	
可燃ごみ	g/人・日	10.2	10.1	9.9	9.8	9.7	9.6	9.6	対数式
資源物	g/人・日	6.5	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	7.0	対数式
生活系ごみ排出量	t/年	18,419	18,047	17,679	17,382	17,086	16,845	16,518	
収集ごみ	t/年	17,947	17,564	17,187	16,877	16,571	16,324	15,992	
可燃ごみ	t/年	11,889	11,573	11,256	10,969	10,684	10,432	10,121	水切り、食品ロス削減、再生可能な紙類の資源化等
不燃ごみ	t/年	1,441	1,371	1,310	1,264	1,218	1,183	1,145	
資源物	t/年	4,617	4,620	4,621	4,644	4,669	4,709	4,726	啓発等による分別意識の向上
直接搬入ごみ	t/年	472	483	492	505	515	521	526	
可燃ごみ	t/年	200	202	205	208	211	214	213	
不燃ごみ	t/年	272	281	287	297	304	307	313	
事業系ごみ排出量	t/年	5,655	5,579	5,498	5,437	5,372	5,327	5,254	
収集ごみ	t/年	5,050	4,977	4,903	4,842	4,782	4,737	4,664	
可燃ごみ	t/年	5,041	4,970	4,896	4,835	4,775	4,730	4,657	啓発等による分別意識の向上
不燃ごみ	t/年	9	7	7	7	7	7	7	
直接搬入ごみ	t/年	605	602	595	595	590	590	590	
可燃ごみ	t/年	370	364	355	351	347	343	341	
資源物	t/年	235	238	240	244	243	247	249	
総ごみ排出量	t/年	24,074	23,626	23,177	22,819	22,458	22,172	21,772	
総ごみ排出原単位	g/人・日	664.7	655.1	645.7	637.2	628.6	620.3	612.2	
生活系ごみ排出原単位(資源を除く)	g/人・日	381.1	372.3	363.8	355.7	347.5	339.5	331.5	

表-13 処理量及び資源化量の将来予測(減量化施策あり)

項目	単位	実績値	推計値						備考
			令和		3年度	4年度	5年度	6年度	
			元年度	2年度					
中間処理量	t	19,454	19,066	18,669	18,331	17,995	17,715	17,336	
中間処理量(焼却施設)	t	17,500	17,109	16,712	16,363	16,017	15,719	15,332	
直接焼却量	t	17,500	17,109	16,712	16,363	16,017	15,719	15,332	可燃ごみ
可燃残渣	t	0	0	0	0	0	0	0	
中間処理量(破碎施設)	t	711	712	712	716	720	726	729	資源物の14.65%
中間処理量(堆肥化施設)	t	1,243	1,245	1,245	1,252	1,258	1,270	1,275	資源物の25.62%
中間処理による減量化量	t	16,875	16,514	16,145	15,825	15,509	15,238	14,882	
総資源化量	t	4,291	4,297	4,299	4,323	4,344	4,383	4,400	
直接資源化量	t	2,985	2,989	2,990	3,007	3,022	3,049	3,061	資源物の61.52%
中間処理後再生利用量	t	1,306	1,308	1,309	1,316	1,322	1,334	1,339	資源物の26.92%
リサイクル率	%	17.8	18.2	18.5	18.9	19.3	19.8	20.2	
最終処分量	t	2,995	2,903	2,819	2,758	2,693	2,640	2,580	
直接最終処分量	t	1,722	1,659	1,604	1,568	1,529	1,497	1,465	不燃ごみ
中間処理後最終処分量	t	1,273	1,244	1,215	1,190	1,164	1,143	1,115	
焼却残渣等	t	1,273	1,244	1,215	1,190	1,164	1,143	1,115	中間処理量(焼却施設)の7.27%

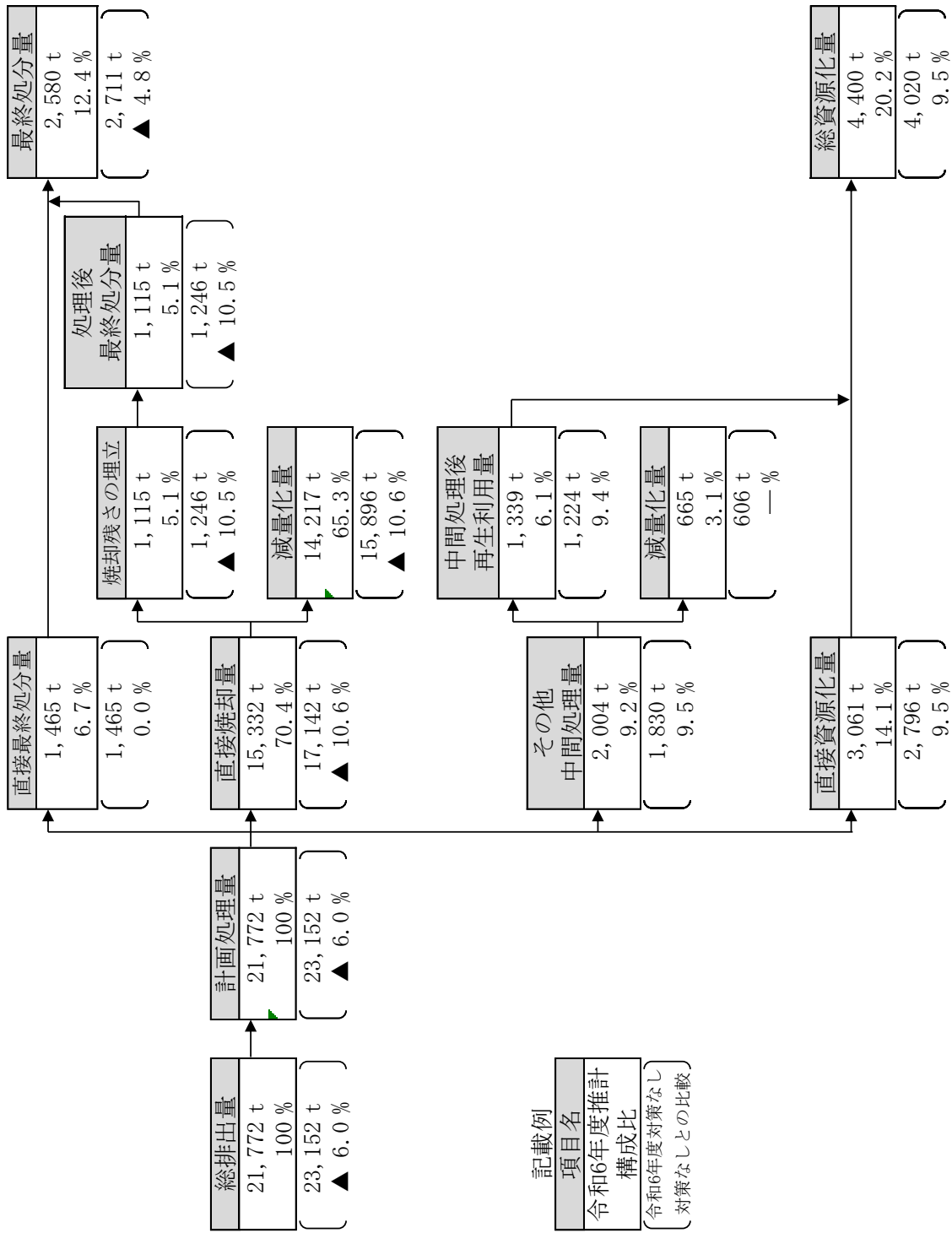


図10-目標年次における処理フロー

3 条例関係

(1) 佐久市環境基本条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 110 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

第 2 節 基本的施策（第 8 条—第 19 条）

第 3 節 施策の推進体制（第 20 条）

第 3 章 佐久市環境審議会（第 21 条—第 25 条）

第 4 章 雑則（第 26 条）

附則

私たちのまち佐久市は、浅間・荒船・八ヶ岳・蓼科の雄大な山なみと、千曲の清流とが織り成す豊かな風土と歴史に恵まれた、美しい高原のまちである。

私たち市民は、この自然を愛し、自然と共に暮らし、様々な文化や産業を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させる今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさと便利さをもたらした一方で身近な自然の減少など環境の悪化を招き、さらにはすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、豊かな自然の恵みとその自然がもたらす健全な環境を享受するとともに、この環境を次世代に引き継いでいくため、自然と人が共生できる社会をつくりあげていく必要がある。

こうした考え方に立ち、良好な自然環境と健全な社会環境の保全及び創造を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての市民の積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題として、すべての事業活動や日常生活において、環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 森林、農地、水辺地等の良好な自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観及び地域特性をいかした人に潤いと安らぎを与える快適な環境を創造すること。
- (4) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組が促進されるよう、環境に関する教育、啓発等を行うとともに、市民、事業者及び市が協調して環境の保全等に取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等について基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第21条に規定する佐久市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等について配慮しなければならない。

(規制的措置)

第10条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境の保全等に資する活動を行う意欲が増進されるよう環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する協力)

第19条 市は、地球環境の保全に資する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 施策の推進体制

(施策の推進体制の整備)

第20条 市は、事業者及び市民の協力の下に、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3章 佐久市環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、佐久市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。この場合において、委嘱する委員は、環境の保全に関し識見を有する者を含まなければならない。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第24条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門的事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第25条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務について委員及び専門委員を補佐する。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市環境基本条例（平成 13 年佐久市条例第 11 号）、自然との共生を旨とする臼田町条例（平成 11 年臼田町条例第 18 号）、自然との共生を旨とする臼田町条例施行規則（平成 11 年臼田町規則第 17 号）又は臼田町環境審議会条例（平成 11 年臼田町条例第 19 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(2) 佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 106 号

改正

平成 18 年 3 月 24 日条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を設置する。

2 廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市宇とう南沢処分場	佐久市中込 2865 番地 1（代表）
佐久市うな沢第 2 最終処分場	佐久市横根 970 番地（代表）

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。ただし、佐久平環境衛生組合及び浅麓環境施設組合が法及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の規定に基づき処理する事務に係るし尿及び浄化槽の汚泥を除く。
- (3) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。

(一般廃棄物の処理計画)

第 4 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物の処理に関する計画を定め、告示するものとする。

2 前項の規定による処理計画には、一般廃棄物の収集、運搬、処分の場所その他一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を自ら処理すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力し、清潔の保持に努めなければならない。

3 市民は、地域団体等の自主的な活動に参加し、又は協力することにより、当該地域団体等による廃棄物の再利用を促進しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物の再生利用により減量を図るとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。

2 事業者は、その事業を行うことに際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、再生利用が可能な物の分別の徹底及び複数の事業者の協力による資源回収並びにその他の再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市長の責務）

第7条 市長は、再利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図るとともに、収集された廃棄物のうち有用なものを再利用することにより廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長は、再利用を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

（包装及び容器の適正化）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生が抑制されるよう自ら包装及び容器等について工夫しなければならない。

2 市長は、包装及び容器等の適正化を推進するため、事業者及び市民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（占有者等の協力）

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、第4条の規定による一般廃棄物の処理に関する計画に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分をしなければならない。

3 占有者は、市が行う一般廃棄物の処理に支障のある物を搬出してはならない。

（必要な措置）

第10条 市長は、廃棄物の適正な処理をするため必要があると認めるときは、占有者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な措置を求めることができる。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第11条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条に定める基準に準じて処理しなければならない。

（市長が指示する多量の一般廃棄物）

第12条 市長は、次に掲げる多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、法第6条の2第5項の規定による指示をすることができる。

（1） 1日の平均排出量 10キログラム以上

（2） 1回の排出量 30キログラム以上

（廃棄物の処理の申請）

第13条 事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を排出する占有者及び一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を排出する占有者は、廃棄物処理申請書を市長に提出し、廃棄物の処理について市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 市長は、市が行う一般廃棄物の処分について、占有者から別表第1に掲げる手数料を徴収するものとする。

(許可申請手数料等)

第15条 法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定による許可(佐久平環境衛生組合及び浅麓環境施設組合の処理する事務に係るものを除く。)を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、別表第2に掲げる手数料を納付しなければならない。

(処理する産業廃棄物)

第16条 市が法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物及び処理することが必要であると認める産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のものとし、市長が別に定める。

(産業廃棄物の処理費用)

第17条 市長は、前条の規定により処理する産業廃棄物の処分について、別表第3に掲げる費用を事業者から徴収するものとする。

(手数料及び費用の減額又は免除)

第18条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第14条の規定による一般廃棄物処理手数料又は前条の規定による費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年佐久市条例第6号)、臼田町清掃条例(昭和46年臼田町条例第29号)又は望月町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成13年望月町条例第3号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第14条及び第17条の規定は、施行日以後の収集に係る手数料から適用し、施行日前の収集に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第14条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分		単位	手数料
	排出別	処理別		
可燃ごみ及び不燃ごみ	事業活動	処分	事業系ごみ指定袋 1袋	140円

別表第2（第15条関係）

許可申請手数料等

種別	単位	手数料
一般廃棄物収集運搬業又は処分業許可申請手数料	1件	5,000円
一般廃棄物収集運搬業又は処分業許可証再交付手数料	1件	5,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件	5,000円
浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1件	5,000円

別表第3（第17条関係）

産業廃棄物処理費用

種別	処分	
	単位	費用
紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず及び陶磁器くず	事業系ごみ指定袋 1袋	140円

(3) 佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日規則第 90 号

改正

平成 18 年 3 月 24 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年佐久市条例第 106 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第 2 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、市長の定める計画に従って清掃を実施しなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、道路、河川その他の公共の場所の清潔を保つように努めなければならない。

(占有者の協力)

第 3 条 占有者は、条例第 9 条の規定により自ら処分しない一般廃棄物は、可燃物と不燃物を区分し、各別の袋に収納して所定の日時に一定の場所へ集荷する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(一般廃棄物の搬出禁止物)

第 4 条 条例第 9 条第 3 項の規定による一般廃棄物の処理に支障のある物は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の規定による特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適正に処理することが困難であると指定した物

2 前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、法の定める方法により適正に処理するものとし、必要により市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の運搬)

第 5 条 条例第 13 条の規定により、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる占有者が当該一般廃棄物を運搬する場所は、条例第 2 条に規定する廃棄物処理施設、佐久市・軽井沢町清掃施設組合が設置する佐久クリーンセンター及び川西保健衛生施設組合が設置する川西清掃センターとする。

2 前項の規定による一般廃棄物は、可燃物及び不燃物を区分し、各別の袋に収納して運搬しなければならない。

(ごみ収集ステーションの設置等)

第 6 条 市民は、その住居の周辺にごみ収集ステーションがなく、一般廃棄物の収集又は運搬を希望するときは、所属する区の区長にその旨を申し出るものとする。

2 区長は、前項の規定による申出を検討し、必要があると認める場合は、ごみ収集ステーション設置等申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ごみ収集ステーションを移転し、又は廃止する場合においても、同様とする。

3 ごみ収集ステーションは、収集等の利便性を考慮して設置されなければならない。

4 ごみ収集ステーションの管理及び清掃は、当該区で行うものとする。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請、許可証の交付等）

第7条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を受けようとする者は、収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第2号）及び一般廃棄物収集運搬業事業計画書（様式第3号）を、処分業にあつては一般廃棄物処分業許可申請書（様式第4号）及び一般廃棄物処分業事業計画書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定による許可の申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）が有する施設及び機材が法第7条又は浄化槽法第36条に規定する基準に適合し、適当と認められる場合は、2年を限度として許可するものとする。

4 市長は、前項の許可をするときは、当該申請に係る一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第7号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第8号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第9号）（以下これらを「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

（変更の届出）

第8条 前条第3項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、同条第1項又は第2項の申請書の記載事項に変更のあつたときは、変更のあつた日から起算して5日以内に市長に届け出なければならない。

2 許可業者は、許可証の記載事項を変更しようとするときは、その理由を記載した一般廃棄物収集運搬業（処分業）・浄化槽清掃業許可変更申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（再交付の申請）

第9条 許可業者は、許可証を亡失し、又は汚損したときは、直ちに一般廃棄物収集運搬業（処分業）・浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、許可業者に対し、法第7条の3又は浄化槽法第36条の2の規定によりその許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（許可証の返還）

第11条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可が取り消されたとき。

(3) 新たな許可証の交付を受けたとき。

(事業の休止又は廃止)

第12条 許可業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに一般廃棄物収集運搬業(処分業)・浄化槽清掃業休止(廃止)届(様式第12号)に許可証を添えて市長に届け出なければならない。

(施設及び機材の基準)

第13条 施設及び機材の基準は、次のとおりとする。

- (1) 処理を行う施設 一般廃棄物の種類に応じ、その処理に適した構造であること。
 - (2) 車庫 環境衛生上支障のない場所に設けること。
 - (3) 自動車 一般廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れない構造であること。
- 2 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有しなければならない。

(許可業者の遵守事項)

第14条 許可業者及び従業員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収集業務に直接従事する者が、その収集に係る手数料を徴収しないこと。
- (2) 市長が計画した収集、運搬及び処分の計画を乱さないこと。
- (3) 一般廃棄物の処理を依頼されたときは、正当な理由なくこれを拒まないこと。
- (4) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者にあつては、毎月5日までに前月中の一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(様式第13号)を市長に提出すること。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託基準)

第15条 法第6条の2第2項の規定により、市が一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の規定によるものとする。

(委託の手続)

第16条 市が一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業務を委託するときは、次の手続によるものとする。

- (1) 委託する区域の指定
- (2) 委託に要する費用の算定
- (3) 受託しようとする者の見積書の提出
- (4) 委託契約の締結

(廃棄物の処理申請)

第17条 条例第13条の規定による廃棄物処理申請書(様式第14号)の提出の期限は、常時廃棄物を排出するものについては、毎年3月31日までとする。ただし、年度の中途より廃棄物を排出する場合は、排出開始日の5日前までとし、随時に廃棄物を排出する場合は、その都度とする。

(処理できる産業廃棄物)

第18条 条例第16条の規定により、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物は、別表のとおりとする。

(手数料及び費用の徴収方法)

第19条 条例別表第1及び第3の規定による手数料又は費用は、事業系ごみ指定袋の販売の際に徴収する。

(手数料及び費用の減額又は免除の申請)

第 20 条 条例第 18 条の規定により、手数料及び費用の減額又は免除を受けようとする者は、減額（免除）申請書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 47 年佐久市規則第 9 号）又は望月町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 13 年望月町規則第 4 号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の規則により交付された一般廃棄物収集運搬業許可証及び一般廃棄物処分業許可証は、この規則の規定によりそれぞれ交付された許可証と見なす。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 18 条関係）

一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物

分類	許可の条件
紙くず	(1) 資源として再生利用の可能なものは、除く。
	(2) PCB が塗付されたものは、除く。
繊維くず	資源として再生利用の可能なものは、除く。
動植物性残さ	固形状のものに限る。
ガラスくず及び陶磁器くず	

(4) 佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例

平成22年9月30日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、佐久市の良好な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨て等防止及び環境美化に関し必要な事項を定め、もって市民の豊かで快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器（以下「飲料容器」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 廃品類 有価物であるか否かを問わず、その使用を廃止し、又は使用を廃止したと推定される用品、物品等で規則で定めるものをいう。
- (4) 事業者 市内において、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の製造、加工又は販売を行う者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住、通勤、通学する者、その他市内に滞在又は市内を通過する者をいう。
- (6) 土地の所有者等 土地又は建物（以下「土地等」という。）の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (7) 飼い主 飼育動物の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、緑地、広場、駅等の不特定多数の者が自由に利用又は出入りができる場所をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、ポイ捨て等防止及び環境美化（以下「まちの美化」という。）に関する必要な施策（以下「まちの美化に関する施策」という。）を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、まちの美化に関する意識を高めるとともに、地域における清掃活動に積極的に参加するなど良好な生活環境を保全し、まちの美化に努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施するまちの美化に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域の清掃活動の充実を図り、まちの美化に努めるものとする。

2 ポイ捨ての原因となるおそれのあるものの製造、加工又は販売を行う者は、まちの美化について消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市長が実施するまちの美化に関する施策に協力するものとする。

(土地の所有者等の責務)

第6条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等を良好な環境に保全するため、土地等の利用者への意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講ずるよう適切な管理に努めるものとする。

2 土地の所有者等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施するまちの美化に関する施策に協力するものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(投棄の禁止)

第8条 市民等は、みだりに廃品類を投棄し、又は放置してはならない。

(遺棄及び放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼育動物の遺棄をしてはならない。

2 飼い犬の飼い主は、飼い犬のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(落書きの禁止)

第10条 市民等は、公共の場所に落書きをしてはならない。

(回収容器の設置等の義務)

第11条 飲料容器に収納した飲料を飲料用自動販売機で販売しようとする者は、その自動販売機の設置場所に回収容器を設置するとともに、適正に管理しなければならない。

(喫煙の制限)

第12条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所以外では喫煙しないように努めなければならない。

(相互協力)

第13条 市民等、事業者及び市長は、それぞれの責務に応じて行動するとともに、相互に協力し、清潔で美しいまちづくりを推進するものとする。

(巡視員)

第14条 市長は、まちの美化の推進に必要な啓発、指導その他の活動を行うため、佐久市環境美化巡視員（以下「巡視員」という。）を置く。

2 巡視員は、ポイ捨て又は廃品類の投棄等この条例の規定に違反する行為を確認した場合は、速やかに市長にその状況を報告するものとする。

3 巡視員は、その身分を示す証明書を携帯し、市民等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(通報)

第15条 第7条から第11条までの規定に違反する行為及び違反した者を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めるものとする。

(指導又は助言)

第16条 市長は、市民等、事業者、飼い主若しくは土地の所有者等に対し、まちの美化に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第17条 市長は、第7条から第11条までの規定に違反すると認められる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行のため必要な限度において、市長の指定する職員に土地等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第22条及び第23条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年佐久市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

環境審議会委員		6,500円
---------	--	--------

を

環境審議会委員		6,500円
環境美化巡視員	8,000円	

に改める。

(5) 佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例施行規則

平成 22 年 9 月 30 日規則第 26 号

改正

平成 27 年 12 月 24 日規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例（平成 22 年佐久市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定による規則で定める用品、物品等は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 机、椅子、タンスその他の家具類
- (2) テレビ、冷蔵庫その他の電気製品
- (3) 火鉢、こたつ、ストーブその他の暖房器具類
- (4) 障子、ふすま、網戸その他の建具類及び畳、カーペット
- (5) 毛布、布団その他の寝具類及び衣類
- (6) 自転車
- (7) 自動車の部品
- (8) その他市長が別に指定するもの

(回収容器)

第 3 条 条例第 11 条に規定する回収容器の設置は、飲料用自動販売機からおおむね 5 メートル以内の適当な場所に行うものとする。

(巡視員)

第 4 条 条例第 14 条に規定する佐久市環境美化巡視員（以下「巡視員」という。）は、次に掲げる事項について、地域住民及び関係機関等と協力して、啓発、指導その他の活動を行うものとする。

- (1) ポイ捨ての禁止について
- (2) 投棄の禁止について
- (3) 飼育動物の遺棄及び飼い犬のふんの放置の禁止について
- (4) 落書きの禁止について
- (5) その他環境を美化するために必要な事項

2 巡視員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 佐久市衛生委員会の委員の職にある者
- (2) 市長が特に認めた者

3 巡視員の任期は、佐久市衛生委員会の委員の任期による。ただし、任期中に巡視員が退任したときは、後任の巡視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 条例第 14 条第 3 項に規定する証明書は、佐久市環境美化巡視員身分証明書（様式第 1 号）とする。

5 巡視員は、活動に際して、腕章（様式第 2 号）を着用するものとし、巡視員が退任したときは、後任の巡視員に腕章を引き継ぐものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(勧告)

第6条 条例第17条の規定による勧告は、佐久市の生活環境を保全するための勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第18条の規定による命令は、佐久市の生活環境を保全するための中止・現状回復等命令書(様式第5号)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第19条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を佐久市公告式条例(平成17年佐久市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の住所(法人にあつては、その主たる事業所の所在地)
- (2) 命令を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- (3) 命令の内容

2 条例第19条第2項の規定による公表の理由の通知は、公表理由等通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成27年12月24日規則第39号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(6) 佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 23 日告示第 27 号

改正

平成 27 年 5 月 21 日告示第 73 号

平成 28 年 2 月 17 日告示第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化の推進を図るため、生ごみ処理機等を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成 17 年佐久市規則第 40 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「生ごみ処理機等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を持つ機器。ただし、佐久市ディスポーザ排水処理システム設置指導基準に関する要綱（平成 22 年佐久市告示第 128 号）に定めるディスポーザを除くものとする。
- (2) 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを微生物の活動を利用することにより堆肥化する機能を持つ容器

(対象処理機等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機等（以下「対象処理機等」という。）は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 販売業者から購入したものであること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 生ごみ処理機等を適正に維持管理できる者
- (4) 生ごみ処理機を使用する者にあつては、処理後に残った生ごみを適正に処理できる者

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、生ごみ処理機等の本体の購入価格（消費税を含む。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、生ごみ処理機にあつては 3 万円、生ごみ処理容器にあつては 1 台当たり 6,000 円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（兼請求書）（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機等の購入に係る領収書その他支払をしたことを証する書類

- (2) 生ごみ処理機等の保証書
- (3) 生ごみ処理機等の形状、規格等が分かるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に購入した生ごみ処理機等について適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年5月21日告示第73号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

(7) 佐久市衛生委員会活動費交付金交付要綱

平成 24 年 3 月 28 日告示第 31 号

改正

平成 24 年 6 月 29 日告示第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の生活環境の保全・美化を促進するために佐久市衛生委員会（それぞれの区の衛生委員長をもって組織され、市内の環境保全・美化活動を推進する団体。以下「委員会」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡や環境の整備等、現に良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていると思われる住民自治組織で、市長が認めたものをいう。
- (2) 衛生委員長 それぞれの区において住民により選出され、当該区における環境保全・美化活動について同区を代表する者をいう。
- (3) 世帯数 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき登録された世帯数をいう。

(交付対象活動)

第 3 条 交付金の交付の対象となる活動は、委員会が行うおおむね次に掲げる活動とする。

- (1) 環境保全・美化活動及び啓発に関すること。
- (2) 外来植物対策に関すること。
- (3) ごみの不法投棄の防止に関すること。
- (4) 公害の未然防止に関すること。
- (5) 環境保全・美化活動に功労があった個人又は団体の表彰に関すること。

(交付金の額)

第 4 条 前条に規定する活動を行う委員会に対する交付金の額は、次の基準により算定した額に基づき、予算の範囲内において市長が定める額とする。

区分		交付金の額（年額）の基準
委員会運営経費	世帯数割	交付金の交付に係る年度（以下「交付年度」という。）の前年10月1日現在の世帯数に20円を乗じて得た額
衛生委員長活動費	規模別均等割	交付年度の前年10月1日現在の区ごとの世帯数に応じて別表第1に定める額の合計額
環境保全・美化活動費	世帯数割	交付年度の前年10月1日現在の世帯数に100円を乗じて得た額
	規模別均等割	交付年度の前年10月1日現在の区ごとの世帯数に応じて別表第2に定める額の合計額
理事である衛生委員長業務費用		交付年度における4月1日現在の別表第3の区分欄に掲げる理事である衛生委員長の人数に同表の理事業務経費を乗じて得た額

（交付金の交付申請）

第5条 委員会は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市衛生委員会活動費交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（交付金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、佐久市衛生委員会活動費交付金交付決定通知書（様式第2号）により、委員会に対し通知するものとする。

（交付金の交付請求）

第7条 委員会は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市衛生委員会活動費交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（活動報告）

第8条 交付金の交付を受けた委員会は、交付年度における活動終了後、速やかに、佐久市衛生委員会活動費交付金活動実績報告書（様式第4号）に、交付年度における委員会の活動に係る書類及び委員会の決算に係る書類を添付して、市長に報告しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日告示第76号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	規模別均等割額
50世帯未満	5,000円
50世帯から99世帯まで	5,500円
100世帯から149世帯まで	6,000円
150世帯から199世帯まで	6,500円
200世帯から249世帯まで	7,000円
250世帯から299世帯まで	7,500円
300世帯から349世帯まで	8,000円
350世帯から399世帯まで	8,500円
400世帯から449世帯まで	9,000円
450世帯から499世帯まで	9,500円
500世帯から549世帯まで	10,000円
550世帯から599世帯まで	10,500円
600世帯以上	12,500円

別表第2（第4条関係）

区分	規模別均等割額
1世帯から50世帯まで	8,000円
51世帯から100世帯まで	10,000円
101世帯から200世帯まで	13,000円
201世帯から500世帯まで	20,000円
501世帯以上	30,000円

別表第3（第4条関係）

区分	理事業務経費
佐久市衛生委員会会長	8,000円
佐久市衛生委員会副会長	7,500円
佐久市衛生委員会監事	5,500円
その他の佐久市衛生委員会理事	5,000円

(8) 佐久市家庭ごみ収集支援事業実施要綱

平成17年4月1日告示第47号

改正

平成17年8月30日告示第175号

平成25年5月27日告示第79号

平成27年12月24日告示第156号

(趣旨)

第1条 身体的機能の低下により家庭ごみを市の収集指定場所まで搬出することが困難な一人暮らしの高齢者等に対し、市の委託した事業者が巡回し、家庭ごみの回収を行うとともに安否確認を行う家庭ごみ収集支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のみの世帯（単身世帯を含む。）又は高齢者と障害者のみの世帯で、次の各号のいずれかに該当し、世帯を構成する者（以下「世帯構成員」という。）が自らごみの搬出ができず、かつ、何人からもごみの搬出の支援が受けられないと認められる世帯とする。

(1) 世帯構成員がいずれも要介護度3以上又はこれに相当する身体状況にある世帯

(2) 世帯構成員が前号に規定する身体状況にある者と次に掲げる疾病による行動制限のある者のみの世帯

ア 脳血管疾患後遺症（麻痺）

イ 関節リュウマチ

ウ パーキンソン病

エ 重度股関節疾患又は重度膝関節疾患

オ 視覚障害（全盲又は重度視弱）

カ 重度呼吸器疾患

キ 認知症（認知症老人の日常生活自立度がⅢランク以上の者）

ク アからキまでに掲げるもののほか、これらに類する疾病

(3) 世帯構成員が前2号のいずれかに該当する者と重度知的障害者又は要介護度3以上に相当する身体状況にある身体障害者のみの世帯

2 市長は、前項に規定する世帯のほか、世帯構成員の長期入院等により前項に規定する世帯と同様な状態にあると認められる世帯を対象世帯とすることができる。

(事業の内容)

第3条 事業によるサービス（以下「サービス」という。）の内容は、対象世帯を定期的に訪問し、ごみ収集を実施するとともに、世帯構成員の安否確認を行うこととする。

(事業の委託)

第4条 市長は、事業（利用者の決定に係る事務を除く。）を公益社団法人佐久シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）に委託して行うものとする。

(利用の申請及び決定)

第5条 サービスを利用しようとする者は、佐久市家庭ごみ収集支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該世帯の状況を調査し、利用の可否を決定し、佐久市家庭ごみ収集支援事業利用決定通知書(様式第2号。以下「利用決定通知書」という。)により申請者及びシルバー人材センターに通知するものとする。

(派遣計画)

第6条 シルバー人材センターは、利用決定通知書により派遣計画を作成し、サービスを提供するものとする。

(実績報告)

第7条 シルバー人材センターは、月単位でサービスの提供の実績をまとめ、サービスを提供した翌月の10日までに佐久市家庭ごみ支援事業利用実績報告書(様式第3号。以下「利用実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第8条 対象世帯がサービスを受けたときは、1回100円の利用負担金を納付するものとする。

2 市長は、利用実績報告書の利用回数により、前項に規定する利用負担金の額を月単位で決定し、佐久市家庭ごみ収集支援事業利用負担金納入通知書(様式第4号)により対象世帯に通知し、対象世帯は、これにより利用負担金を納付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の浅科村高齢者等生活支援事業実施要綱(平成12年浅科村要綱第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年8月30日告示第175号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年5月27日告示第79号抄)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年12月24日告示第156号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 佐久市環境審議会委員名簿

氏 名	役職	所属団体等
平林 公男	会長	信州大学繊維学部 教授
沖津 博人	副会長	長野県地球温暖化防止活動 推進員
池田 雅子		NPO法人生物多様性研究所 あーすわーむ研究員
小宮山 尚明		自然エネルギー佐久地域協議会 会長
小野澤 厚史		NPO法人山遊楽舎 代表
佐藤 文一		草友会 代表
篠澤 明剛		自然観察会講師 自然観察インストラクター
出澤 丈夫		団体 事務局長
田村 善子		佐久浅間農業協同組合 非常勤理事
中川 正人		佐久商工会議所 副会頭
依田 秀一		佐久森林組合 筆頭理事
中村 雅英		佐久青年会議所 理事長
清水 賢一		佐久市区長会 理事 中佐都地区会長
山本 稔		佐久市衛生委員会 会長
原 節江		佐久市男女共生ネットワーク 会員 (パートナーシップ佐久)
臼田 勝昭		公募
成澤 健司		公募
山田 清茂		公募
滝沢 朝行		佐久地域振興局 環境課長

5 策定経過

(1) 佐久市環境審議会

開催日	内容
令和元年9月11日	諮問、骨子案の審議
令和2年2月4日	素案の審議
令和2年3月 日	答申

(2) 佐久市議会

開催日	会議等	内容
令和2年2月 日	全員協議会	素案の説明

(3) 庁内会議

開催日	会議等	内容
令和元年7月2日	企画調整幹事会	骨子案の協議
令和元年7月16日	企画調整委員会	骨子案の協議
令和2年1月8日	企画調整幹事会	素案の協議
令和2年1月17日	企画調整委員会	素案の協議
令和2年3月 日	部長会議	計画案の協議

(4) パブリックコメント

開催日	内容
令和元年9月19日 ～ 10月2日	骨子案への意見募集
令和2年 月 日 ～ 月 日	素案への意見募集

6 諮問

元佐環第87号
令和元年9月11日

佐久市環境審議会
会長 平林 公男 様

佐久市長 柳田 清二

佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて（諮問）

佐久市環境基本条例第21条第2項の規定に基づき、佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて諮問します。

【主旨】

本市では、平成17年度から令和6年度までの20年間を計画期間とした、「佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、排出抑制、再使用、再生利用する3Rの取組により、一般廃棄物を適正かつ合理的に処理する「循環型社会」の実現を目指しています。

令和元年度は、第3期計画の最期の年度に当たり、事後評価及び計画の見直しを実施し、第4期計画を策定するため、佐久市環境基本条例第21条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

7 答申